

令和4年版

薬務行政概要

(令和3年度)

福島県保健福祉部薬務課

目 次

I	令和4年度施策	1
第1	基本方針	1
第2	令和4年度事業計画	4
第3	予算の概要	11
II	令和3年度業務行政概要	12
第1	薬事	12
1	薬事関係営業者数（保健所別）	14
2	薬局・医薬品販売業等の許可等事務処理件数	15
3	登録販売者試験の実施	15
4	医薬品等製造販売業・製造業許可等取扱件数	16
5	医薬品等の生産等状況（令和3年集計）	16
6	薬事監視状況	17
7	医薬品等の苦情相談処理状況	19
8	薬事審議会の開催状況	20
9	薬事関係講習会の開催状況	21
10	国有ワクチン供給状況	22
11	医薬分業の状況	22
12	県内薬剤師の状況	24
13	医薬品等安全対策としての情報提供体制	24
14	薬と健康の週間の事業状況	25
15	薬事関係表彰	25
16	災害時医薬品等の備蓄供給体制	26
第2	毒物劇物	30
1	毒物劇物営業者数(保健所別)	30
2	毒物劇物販売業登録等の事務処理件数	31
3	毒物劇物製造業（輸入業を含む）登録等の取扱件数	31
4	毒物劇物監視状況	31
5	毒物劇物取扱者試験	33
6	毒物劇物関係講習会開催状況	33
第3	麻薬・大麻・あへん・覚醒剤等	34
1	麻薬取扱者数（保健所別）	34
2	大麻栽培者・栽培面積（年次別）	34
3	大麻・けし抜き本数推移	34
4	麻薬関係立入検査状況	35
5	覚醒剤関係立入検査状況	36
6	向精神薬関係立入検査状況	36
7	大麻・けし抜き状況（令和3年度）	37
8	県内の薬物乱用の状況	38
9	薬物乱用防止関係事業の状況	39

第4 血 液	40
1 献血・供給状況	41
2 月別及び施設別	41
3 高等学校献血における献血状況	42
4 献血出前講座等開催状況	42
5 過去6年の献血・供給状況	42
6 愛の血液助け合い運動月間における事業状況	42
7 福島県献血推進協議会の開催状況	42
8 血液製剤使用適正化普及事業実施状況	43
9 献血功労表彰	43
10 市町村別献血状況（令和3年度）	45

第5 衛生検査	47
1 事業の推進	47
2 衛生研究所における検査実施状況（令和3年度）	49
3 検査件数の推移	49
4 衛生検査所一覧	50

第6 福島県の温泉の概況	51
1 温泉法に基づく行政処分状況	53
2 自然環境保全審議会温泉部会開催状況	54
3 福島県温泉保護利用対策要綱に基づく指定地域	54
4 温泉の利用状況	55

《資 料》	
令和4年度薬務課事務分掌	57
監視員等配置状況	59
福島県薬事審議会条例	60
福島県薬事審議会委員名簿	62
福島県薬物乱用対策推進本部要綱	63
福島県薬物乱用対策推進本部員・幹事名簿	64
福島県献血推進協議会設置要綱	65
福島県献血推進協議会委員・幹事名簿	66
福島県血液製剤使用に係わる懇談会設置要綱	67
福島県血液製剤使用に係わる懇談会委員名簿	68
保健福祉部試験研究技術会議要綱	69
保健福祉部試験研究技術会議幹事名簿	70
福島県衛生検査精度管理事業実施要綱	71
福島県衛生検査精度管理委員会設置要綱	72
福島県衛生検査精度管理委員名簿	73
福島県試験検査精度管理事業実施要綱	74
福島県試験検査精度管理委員会設置要領	75
福島県試験検査精度管理委員会名簿	76
自然環境保全法、福島県自然環境保全条例（抜粋）	77
福島県自然環境保全条例施行規則（抜粋）	78
福島県温泉保護利用対策要綱	79
福島県自然環境保全審議会委員名簿（温泉部会所属）	83
福島県後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱	84
福島県後発医薬品安心使用促進協議会委員名簿	85
薬事関係団体名簿	86

I 令和4年度施策

第1 基本方針

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品（以下「医薬品等」という。）は、医療や日常生活に必要不可欠なものとして、人の生命や健康の保持、増進に大きく貢献しています。医薬品等は、人の生命や健康に大きく影響する製品であるため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づき適切に品質管理及び安全管理等がなされるよう、関係業者の許認可及び監視指導を行うとともに、医薬品等の適正使用を推進するため、各種事業を展開してまいります。

さらに、将来の血液事業において重要な役割を担う若年層に対する献血思想の普及啓発等により医療に欠かせない血液製剤の安定供給を図るとともに、覚醒剤や若年層へのまん延が懸念される大麻などの乱用を防止するため、薬物乱用を許さない環境づくりを推進するなど、県民の安全・安心の確保に努めてまいります。

加えて、近年の新型コロナウイルス感染症の流行により、県民の健康問題に寄せる関心が大きくなっています。PCR検査や変異株に対するゲノム解析等、検査手法的に難易度が高くさらに検査結果についても高精度であることが求められる状況下において、福島県衛生研究所に対する期待が高まっていることから、より一層の検査・研究体制強化を図ってまいります。

(1) 医薬品等の品質・有効性・安全性の確保

医薬品医療機器等法に基づき、医薬品等の製造販売業者に対しては品質管理及び製造販売後安全管理の基準等に適合する体制の構築・維持を指導するとともに、医薬品等の製造業者に対してはGMP（製造管理及び品質管理の基準）等に適合する体制の構築・維持を指導してまいります。また、本県（薬務課）は、GMP調査の国際協調の枠組みであるPICTS（医薬品査察協定・医薬品査察協同スキーム）に加盟する調査当局として、調査員の認定制度や調査品質管理監督システムを運用し、国際標準のGMP調査体制の維持に努めます。

加えて、医薬品等の苦情相談窓口の設置や登録販売者試験の実施を通じて医薬品等の適正使用の推進を図ります。

また、第三期福島県医療費適正化計画に基づき、医療関係者等で構成する協議会において、後発医薬品の安心使用のための取組を実施します。

次に、福島県災害時医薬品等備蓄供給事業に基づき、県民が必要とする医薬品等を迅速に医療機関、避難所等へ供給するために、今後も継続して県内6方部において医薬品等の備蓄供給体制の整備を図ります。

その他、広く県民に対して、医薬品等の適正使用を推進するため、医薬品等の正しい知識の啓発に努めるとともに、薬事衛生思想の普及向上を図ります。

(2) 「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けた取組

医薬分業の進展等により、薬剤師及び薬局を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、医薬分業の原点に立ち返り、すべての薬局をかかりつけ薬剤師がその役割を發揮できる薬局に再編するため、厚生労働省は平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定・公表しました。

本ビジョンでは、患者本位の医薬分業の実現に向けて、①服用情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、②夜間・休日・在宅対応、③医療機関等との連携など、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、中長期的視野に立った、かかりつけ薬局の再編の道筋が示されています。

本ビジョンを具現化する制度として、平成28年からは健康サポート薬局（かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を備えた上で、積極的に地域住民の健康の維持・増進を支援する薬局）の公表制度が開始されるとともに、令和3年8月からは地域連携薬局（入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局）及び専門医療機関連携薬局（がん等の専門的な薬学管理に係る機関と連携して対応できる薬局）の認定制度が開始されました。

健康サポート薬局、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の増加を図るために、福島県薬剤師会と連携して「在宅医療エキスパート薬剤師人材育成事業」、「無菌調剤室整備支援事業」及び「認知症対応薬局推進事業」を実施し、患者から真に評価される医薬分業の実現を目指します。

(3) 避難地域における薬局再開・薬剤師確保支援

地元薬局の再開や新たな薬局の進出が見込めない避難指示解除区域等において、調剤に加え、他職種と連携した地域包括ケアや住民の健康管理を実施できる薬局の開設を支援するとともに、薬局等薬剤師の研修に要する経費を支援することにより、薬剤師の地域定着を図ります。

(4) 医薬品等の生産振興（医療機器等の開発における産学官の連携を含む）

本県は、東北で最多の医薬品、医療機器の製造所を有しており、全国有数の医薬品、医療機器等の生産県です。高度な製造管理及び品質管理体制を維持し、安定的に製品を生産するためには、医薬品製造管理者や医療機器責任技術者等の人材育成が重要となることから、県内の製造業者等を対象とした薬事講習会を開催するとともに、商工労働部と連携を図りながら医療関連産業の振興を推進します。

(5) 薬物乱用防止対策の推進

覚醒剤等の薬物乱用は、個人及び社会に及ぼす弊害が極めて大きく、中でも覚醒剤については、依然としてその乱用が後を絶たない状況であります。加えて、若年層を中心に大麻の乱用が急速に浸透するなど、憂慮すべき実態にあります。

このため、国連総会決議に基づく「6.26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知と併せて「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を推進し、青少年の健全育成と薬物乱用防止に関する理解

と認識を高めるとともに、覚醒剤等薬物乱用に対する指導、取締りを強化するなど、薬物乱用を拒絶する地域社会の環境づくりに努めます。

さらに、危険ドラッグは、平成26年には若者を中心に乱用の広がりを見せましたが、規制の強化が図られた結果、街頭店舗が全て閉鎖となるなど、その対策には一定の効果が挙がっております。しかしインターネットを利用して販売されている状況やより強い作用を有する覚醒剤等に手を染める契機となるゲートウェイドラッグとなることから、引き続き警戒が必要となっています。

このような現状をふまえ、若年層への啓発活動として、各学校が開催する薬物乱用防止教室へ講師を派遣するほか、「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業を実施し同世代の若者へ危険ドラッグの撲滅啓発を行うなど、薬物乱用防止を県民に幅広く訴えます。

(6) 血液対策事業の推進

医学の進歩などにより、血液製剤の使用形態は多岐にわたっており、輸血用血液の安全性と安定供給の確保が強く求められています。

県内の献血状況をみると、令和3年度は目標を達成することができました。

平成26年度以降は、献血目標の指標を献血量（献血換算単位数）としており、令和4年度も、医療機関における需要及び血液製剤の安全性を考慮した400mL献血の推進強化を図ります。

また、近年、若年層の献血離れが顕著であることから、若年層対策として、ジュニア献血ポスターコンクール及び献血出前講座等を実施し、より一層の献血思想の普及啓発に努めます。

さらに、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律及び福島県献血推進計画等に基づき、県民に対する献血思想の普及、献血組織の育成強化、献血登録者の確保を図りながら、献血事業の推進に努めます。

(7) 温泉の保護及び適正利用の推進

高齢社会を迎え、また、余暇の活用として温泉利用が着目されている中で、公共の福祉の増進に寄与するため、温泉法及び「福島県温泉保護利用対策要綱」に基づき温泉の保護及び適正利用を推進します。

また、原子力発電所の事故に伴い代替クリーンエネルギーとして地熱発電が注目されており、本県では地熱ポテンシャルが有望視されていることから、国を挙げて地熱開発を推進する動きがあります。

このような中、無秩序な地熱開発に反対の立場を示す動きもあることから、環境省及び関係各課等と連携を取りながら的確な対応を図っていきます。

(8) 試験検査及び調査研究体制の充実

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、新型インフルエンザなどの新興感染症の

発生や食品への残留農薬基準超過、健康食品への医薬品成分等の混入及び福島第一原発事故に伴う飲料水や加工食品等の放射性物質汚染など、健康危機に関する問題が浮き彫りとなっています。

衛生研究所に、ゲノム解析機器をはじめ高度な検査機器を配備し、定期的に機器を更新するとともに、検査担当職員の技術向上を図り、より迅速かつ信頼性の高い検査データの提供や県民ニーズを的確に捉えた調査研究を実施します。

また、県内の試験検査機関を対象として精度管理事業を行うとともに、登録衛生検査所については、精度の高い検査データを医療機関に提供できるよう、外部精度管理事業を含めた指導監視を行います。

第2 令和4年度事業計画

(1) 医薬品等の品質・安全性・有効性の確保

① 医薬品等の指導取締り

ア 目的

医薬品医療機器等法、薬剤師法に基づく規制事務及び指導取締り等を行い、県民の保健衛生上の危害を未然に防止するため、次の諸施策を実施します。

イ 事業内容

○ 薬事衛生思想の普及対策

薬と健康の週間（10月17～23日）

○ 医薬品安全対策事業

医薬品等苦情相談窓口の設置（県消費生活センター内）

毎週水曜日

○ 薬事監視指導

保健福祉事務所等薬務担当課長等会議の開催（4月）

医薬品・医療機器等一斉監視指導の実施（7月～12月）

○ 特別薬事監視班の設置

医薬品等製造販売・製造業者に対する薬事監視を強化するため、特別薬事監視班を設置し、不良医薬品等の一掃を図ります。

また、適正な医薬分業を推進するため、薬局に対しても特別薬事監視班を設置し、医薬品の有効性、安全性の確保、適正使用の徹底を図ります。

○ 薬事監視員研修

薬事監視員の資質の向上を図るため、研修会を開催します。

年1回 対象 薬事監視員等

○ 医薬品検定検査事務

国の委託を受け、医薬品等製造業者のGMP/QMS検査を実施するとともに、無承認無許可医薬品等の買上検査を実施します。

○ 北海道・東北ブロック合同模擬検査研修

年3回(9月、10月、12月)

対象 薬事監視員

○ 製造業者・販売業者の自主管理

医薬品医療機器等法の遵守状況を営業者自ら確認するため、県要綱に基づき実施します。

年2回 対象 薬局、医薬品販売業者、高度管理医療機器等販売業者

② 医薬品等の許認可

ア 目 的

医薬品医療機器等法に基づく医薬品等製造販売業等の許認可、GMP適合性調査、薬局・医薬品販売業の許可及び毒物劇物販売業等の登録に関する事務、さらには関係業者の質的向上を目的とした研修会を開催することにより、医薬品等の品質、安全性及び安定供給体制を確保します。

イ 事業内容

○ 医薬品製造販売承認等事務及び薬局・医薬品販売業等許可等認可事務

1,842千円

○ GMP適合性調査 716千円

医薬品・医薬部外品製造販売承認(一変)申請に係る適合性調査

医薬品・医薬部外品に係る定期適合性調査

医薬品・医薬部外品輸出品製造に係る適合性調査

○ 医薬品・医療機器等製造販売業者等講習会(7月) 111千円

○ 配置従事者初任者講習会 年1回(12月)

○ 登録販売者試験の実施 郡山市 年1回(8月) 15,217千円

③ 薬事審議会の開催

ア 目 的

医薬品医療機器等法第3条の規定による薬事審議会を開催し、薬事に関する重要事項につき委員の意見を徴して適切な行政の運用推進を図ります。

イ 事業内容

○ 薬事審議会の開催 年1回開催 201千円

④ 毒物劇物の取締り

ア 目 的

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物製造業者及び販売業者等に対し指導取締り等を行うとともに、毒物劇物による危害防止を図るため農薬危害防止講習会を開催する。

イ 事業内容

○ 農薬危害防止運動(6月10日～9月10日)

○ 農薬危害防止講習会(7月、4回)

○ 毒物劇物取扱者試験実施(9月、郡山市)

○ 毒物劇物業務上取扱者の指導

○ 運送業者及び運搬車輌取締り 県内全域

⑤ 薬事経済調査事業

ア 目 的

後発医薬品安心使用促進事業、医薬品等価格調査等、国からの委託事業を実施します。

イ 事業内容

- 医薬品等価格調査 196千円
- 後発医薬品安心使用促進事業 562千円

医療関係者等からなる協議会を開催し、後発医薬品の安心使用促進のための計画を策定するとともに、啓発等を行います。

⑥ 災害時医薬品等備蓄供給事業

ア 目 的

非常災害の発生時に県民が必要とする医薬品は、初動期（発生から1～3日）において確保が困難となることから、市町村、医療機関等から要請があった場合、迅速な供給を可能とするため、県内6方部に分散した医薬品等の備蓄供給体制の整備を図ります。

イ 事業内容 904千円

- 福島県医薬品卸組合及び福島県医療機器販売業協会と委託契約

(2) 健康サポート薬局の推進

① 多職種連携による薬局・薬剤師の在宅医療サービス推進事業

(おためし訪問事業) 6,650千円

ア 目 的

他職種が行う在宅訪問に薬剤師が同行し、薬局薬剤師と在宅医療に関わる多職種との連携を強化して、在宅医療における薬剤師の有用性を実感してもらうとともに、医療職種や地域住民に対して薬剤師による在宅訪問業務のPRを実施し、業務の普及を図る。

また、在宅訪問に関わる薬剤師の研修を実施するとともに、在宅経験の浅い薬剤師に経験豊富な薬剤師が同行し指導を行うことにより、在宅医療に対応できる薬剤師の育成につなげる。

さらに、薬局窓口において残薬の確認及び整理を行うことにより、自宅等における残薬の確認及び在宅医療の推進につなげる。

イ 事業内容 (委託事業)

- 研修、他職種が行う在宅訪問に同行
- 啓発資材の作成・配布

② 認知症対応薬局推進事業 4,272千円

ア 目 的

高齢者が受診した際や受診後等に接する薬局・薬剤師に対し、認知症の方本人とそ

の家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を修得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある方に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、その後も認知症の方の状況に応じた薬学的管理を適正に行うことにより、認知症の方への支援体制構築を図ります。

イ 事業内容

- 薬剤師の認知症対応力向上研修会 580千円（委託事業）
- 認知症対応薬局研修会 400千円（委託事業）
- 認知症対応薬局フォローアップ事業 660千円（委託事業）
- 認知症対応薬局の普及啓発 2,632千円（委託事業）

(3) 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成事業

ア 目 的

県内の薬局等に勤務する薬剤師を対象に、在宅医療の現場で必要とされる医療機器・医療材料に関する講義、フィジカルアセスメント演習を含めた在宅医療エキスパート薬剤師人材育成セミナーを開催し、在宅医療に積極的に介入できる優れた医療人材の育成を図ります。

また、今後需要の増加が見込まれる無菌調剤に対応できる薬剤師を育成するため、県薬剤師会等が開催する症例検討会や知識・技能の向上を目的とした研修会に対し支援を行います。

イ 事業内容

- 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成セミナー（年3回） 1,587千円
- 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成強化事業 2,000千円（補助金）

(3) 避難地域における薬局再開・薬剤師確保支援

ア 目 的

避難指示解除区域（檜葉町、富岡町、浪江町、飯館村）において、産学官組織で構成する薬局開設協議会を設置し、薬局に必要な機能を検討するなど早期の新規薬局の開設を支援します。また、避難地域において調剤業務に携わる管理薬剤師のモチベーション向上と定着を図るため、研修旅費等の補助を行う。

イ 事業内容

- 避難地域薬局開設支援事業 各町村別 年間2回程度開催 2,388千円
- 薬剤師の地域包括ケアスキル習得支援事業 2,100千円
薬局等1件あたり最大300千円

(4) 薬物乱用防止対策の推進

① 薬物乱用防止

ア 目 的

覚醒剤・大麻・危険ドラッグ等の薬物乱用対策として、県下に540名を超える薬物乱用防止指導員を配置し地域住民に対しきめ細やかな啓発活動を展開するとともに、保健福祉事務所及び精神保健福祉センターの「薬物相談窓口」の活用するなど、総合的かつ効果的な防止対策を推進します。

また、大学生等のボランティアを「ヤング健康推進員」に任命し、同世代へ情報を発信してもらうことに加えて、指導員と交流しながら知識習得や啓発イベントの企画を行ってもらうなど、地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を強力に推進します。

イ 事業内容

- 福島県薬物乱用対策推進本部会議の開催
- 薬物乱用防止指導員連合協議会の開催
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施（6月20日～7月19日）
- 薬物乱用防止指導員等研修会の開催
- 薬物乱用防止教室の支援（専門講師派遣）
- 指導員啓発資料の作成配布（パンフレット等）
- 「薬物相談窓口」の設置 9保健所（中核市含む）
- 薬物関連問題相談事業（精神保健福祉センター） 717千円
- 「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業 857千円

② 麻薬取扱者等に対する指導取締り

ア 目 的

麻薬関連法令に基づく取締りの充実強化を図り、乱用による弊害の未然防止に努めます。

イ 事業内容

- 麻薬、覚醒剤等取扱者に対する指導取締りの実施
- 麻薬向精神薬原料取扱業者に対する指導取締りの実施
- 麻薬、覚醒剤取締機関四者協議会の開催
- 不正大麻・けし撲滅運動の実施（5月15日～7月31日）
- 麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の実施（10月1日～11月30日）
- 司法警察業務実務研修

（5） 血液対策事業の推進

① 献血推進対策

ア 目 的

平成28年度より、東北六県で必要とする血液（原料血漿を含む。）を各県で按分して確保することとなりました。

「令和4年度福島県献血推進計画」に基づき、献血目標量を32,654L（200mL献血251L、400mL献血20,004L、血漿成分献血7,464L、血小板成分献血4,935L）としたことから、この目標量を確保するため、献血

推進キャンペーン等の実施、若年層の献血への理解を深めるための普及啓発、複数回献血の推進を図ります。

特に、若年層の献血離れが顕著であることから、ジュニア献血ポスタークールや献血出前講座等を実施するなど、若年層に対する献血思想の普及・啓発を図ります。

イ 事業内容

- 福島県献血推進協議会の開催
- 地域献血の推進
- 複数回献血者の推進

各保健福祉事務所管内の献血協力事業所を訪問し、事業所献血の活性化と複数回献血の推進を図ります。

- ジュニア献血ポスタークールの実施 487千円
- 献血出前講座・献血セミナーの開催
- 市町村献血担当課長会議の開催
- 愛の血液助け合い運動の実施
- はたちの献血キャンペーンの実施
- 各種表彰等の実施

② 血液製剤使用適正化普及事業 379千円

ア 目的

血液製剤の使用状況等を把握して問題点を整理し、血液製剤適正使用の方策について検討を行うことにより、県内における適正かつ安全な輸血療法の向上を図ります。

イ 事業内容

- 福島県血液製剤使用に係わる懇談会の開催 年2回
- 合同輸血療法委員会 年1回以上
- 講習会の開催
- 輸血に関するアンケート調査の実施

(6) 温泉の保護及び適正利用の推進

温泉源の保護・適正利用対策 767千円

ア 目的

自然環境保全審議会温泉部会の開催、温泉掘削等許可申請に基づく現地調査指導、温泉源定期測定調査等を通じ、温泉源の保護と利用の適正化を推進するとともに、可燃性天然ガスに係る安全対策指導等を実施します。

イ 事業内容

- 自然環境保全審議会温泉部会の開催（年3回）
- 温泉掘削、増掘、動力装置及び温泉利用許可等に関する調査、指導
- 温泉源定期測定調査の実施

- 地熱発電に伴う温泉掘削に係る各機関との調整

(7) 試験検査及び調査研究体制の充実

- ① 衛生検査所の精度管理指導対策 335千円

ア 目 的

衛生検査所における検査業務が適正に行われるよう、模擬検体による精度管理を行うとともに、外部委員による監視指導等を行います。

イ 事業内容

- 衛生検査精度管理委員会の開催（7月、2月）
- 外部精度管理調査の実施（10月）
- 立入検査の実施（1月）

- ② 試験検査機関の精度管理事業 1,390千円

ア 目 的

県内の公的分析機関、民間検査機関を対象とした精度管理事業を実施し、試験検査結果の信頼性の確保及び精度の向上を図ります。

イ 事業内容

- 試験検査精度管理委員会の開催（6月、1月）
- 試験検査精度管理調査の実施（7月）
- 試験検査精度管理結果の部門別検討会の開催（12月）
- 試験検査技術発表会の開催（2月）

※ 主な事業のみ予算額を記入

第3 予算の概要

単位：千円

事業名等	令和4年度 当初予算額	令和3年度 当初予算額	前年度対比 増減(%)	令和4年度当初予算財源内訳		
				国庫支出金	特定財源	一般財源
医薬品の有効性・安全性の確保	37,541	27,262	37.7%	2,258	手 34,372 財 0 諸 911	0
薬事経済調査事業	758	1,109	-31.7%	758	手 0 財 0 諸 0	0
医薬品安全対策事業	440	414	6.3%	0	手 440 財 0 諸 0	0
医薬品等製造承認事業	1,326	1,324	0.2%	0	手 1,326 財 0 諸 0	0
登録販売者試験事業	15,217	9,054	68.1%	0	手 15,213 財 0 諸 4	0
災害時医薬品等備蓄供給事業	904	904	0.0%	0	手 0 財 0 諸 904	0
経常1 (各種会議・協議会負担金、臨時職員経費)	1,242	854	45.4%	0	手 1,239 財 0 諸 3	0
経常2 (薬務関係許認可台帳管理システム、毒物劇物営業者登録等システム等)	5,873	6,884	-14.7%	0	手 5,873 財 0 諸 0	0
経常3 (薬事審議会の開催、薬務許認可指導事業等)	11,781	6,719	75.3%	1,500	手 10,281 財 0 諸 0	0
血液の確保対策の推進 ジュニア献血ボスター・コンクール事業 血液製剤使用適正化普及事業 経常3 (献血推進事務経費)	1,223	1,221	0.2%	0	手 914 財 0 諸 0	309
薬物乱用防止 薬物乱用防止指導員運営事業 覚せい剤・シンナー・ボンド乱用防止事業 薬物関連問題相談事業 経常3 (麻薬等取締事業) 「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業	6,049	3,949	53.2%	0	手 5,432 財 0 諸 0	617
健康サポート薬局推進事業	4,272	4,272	0.0%	0	手 0 財 0 諸 4,272	0
避難地域薬局再開・薬剤師確保支援事業	4,488	5,388	-16.7%	0	手 0 財 0 諸 4,488	0
避難地域等医療復興事業 避難地域薬局運営補助事業	123,900	43,200	186.8%	0	手 0 財 0 諸 123,900	0
新たな試験検査体制の整備及び精度管理の充実	118,025	80,221	47.1%	57,345	手 574 債 0 財 0 諸 5,118	54,988
薬務課 試験検査精度管理事業 衛生検査所精度管理指導対策	1,725	1,723	0.1%	0	手 245 財 0 諸 1,480	0
衛生研究所 健康危機管理体制整備等事業 一般依頼検査事業 調査研究事業 衛生研究所一般事務費 (経常行政経費) 行政検査機器の更新等事業 経常1 (衛生研究所運営事務費) 経常2 (衛生研究所運営事務費等) 衛生研究所会津支所移転経費 (R3)	116,300	78,498	48.2%	57,345	手 329 債 0 財 0 諸 3,638	54,988
温泉の適正利用の推進 可燃性ガス温泉対策事業 経常1 (硫化水素含有温泉調査事業等) 経常3 (温泉保護指導事業)	950	906	4.9%	0	手 598 財 0 諸 0	352
新型コロナウイルス緊急対策事業 (検査体制) 外部検査体制強化事業	487,656	227,052	-	243,828	手 0 債 0 財 0	243,828
合計	784,104	393,471	99.3%	303,431	手 41,890 債 0 財 0 諸 138,689	300,094

* 経常1 - 健康衛生事務経費 (運営経費)
 * 経常2 - 健康衛生事務経費 (施設管理経費)
 * 経常3 - 薬務総務事務経費 (経常行政経費)

II 令和3年度薬務行政概要

第1 薬事

(概況)

医療に欠かすことのできない医薬品・医療機器等の品質・有効性・安全性の確保を重点施策として、医薬品等に係る許可・承認事務、登録販売者試験の実施、薬事監視等の強化、医薬品の安全使用に係る知識の普及啓発、医薬分業の適正推進等、種々の事業を行いました。また、本県は多くの医薬品・医療機器等の製造業を有していることから、県の基幹産業としてさらなる医療関連産業の集積を図るために、「うつくしま次世代医療産業集積プロジェクト」を、平成18年度から商工労働部と連携して推進しています。

まず、医薬品等の製造関係では、県内の製造業施設数は医薬品が42、体外診断用医薬品が1、医薬部外品が14、化粧品が27、医療機器が77の計161施設となっております（前年度比1施設減）。製造販売業者数は、医薬品が5、体外診断用医薬品が2、医薬部外品が1、化粧品が7、医療機器が28の計43施設となっております（前年度比2施設減）。

医薬品等製造販売業及び製造業に係る許可・承認事務の進行管理及び審査の効率化・迅速化に関しては、本課に厚生労働省と直結したFD申請システムを整備し、医薬品等販売業関係（麻薬免許を含む。）では、本課と保健所を専用回線で結んだ薬務関係許認可台帳管理システムを導入しています。

また、高度な製造管理及び品質管理が要求される医薬品・医療機器分野におけるGMP/QMS調査関連業務を適正かつ円滑に実施するため、平成19年3月に「福島県GMP/QMS調査品質管理監督システム基準書」を制定し、調査員の認定制度を導入するなど、PIC/S加盟国に相応しい世界標準のGMP/QMS調査体制を構築しています。

さらに、一般用医薬品の販売等に従事しようとする者の資質確認を目的とした登録販売者試験を、北海道・東北地区統一試験として実施しております。令和3年度は、新型コロナウィルス感染症のまん延防止のため、受験者を県内居住者及び県内事業所（学校）に在勤（通学）している者に限定したことから、本県における受験者は932名、合格者は330名となっています。

薬事監視体制については、保健所において監視指導を計画的に実施しているほか、適切な指導を行うため、県主催の薬事監視員研修会及び国や業界団体が開催する各種研修会を活用することにより、薬事監視員の資質向上を図っています。

次に、近年、高齢社会の到来や生活習慣病などを中心とした疾病構造の変化に伴い、健康への関心が一段と高まる中にある、いわゆる健康食品や健康機器等に関する消費

者の苦情相談も増加傾向がみられることから、広告に対する監視指導により無承認無許可医薬品等の発見に努め、また、これらに対する正しい知識の啓発を図っています。

医薬分業の適正推進については、県薬剤師会と連携を図りながら、「かかりつけ薬剤師・薬局」の推進に努めました。また、県内には平成17年4月からは奥羽大学に薬学部が、平成19年4月からは医療創生大学(旧 いわき明星大)にも薬学部が開講されていることから、薬学生実務研修を視野に入れながら薬剤師の資質向上を図り、高度な医療提供の実現に向け適切な医薬分業を推進しています。

1 薬事関係営業者数(保健所別)

(令和4年3月31日現在)

業態別 保健所別	専門 医療機関 薬局 地域搬送 薬局 (法人)	医 药 品										医 療 機 器						高 度 管 理 医 療 機 器 等						管 理 医 療 機 器		管 理 医 療 機 器									
		特 別 販 売 業					体 外 診 斷 用 医 藥 品					医 療 部 外 品			化 妆 品			配 備 販 売 業			製 造 販 売 業			修 理 業		販 売 業		販 売 業							
		薬 局 製 剤		店舗販売業		卸売販業		甲種乙種農協		方又		歯科		空港		小計		配 備 販 売 業		配 備 販 売 業		製 造 販 売 業		製 造 販 売 業		修 理 業		販 売 業		販 売 業					
		既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業	既存 配置 販業							
県 北	88	1	0	3	7	6	6	44	40	0	0	0	0	0	0	2	21	5	29	1	0	0	7	0	1	1	2	7	15	20	84	358	748		
県 中	73	2	0	0	9	4	4	45	73	0	0	0	0	0	0	3	27	15	31	1	1	0	7	0	4	1	9	12	31	54	73	345	824		
県 南	51	0	0	0	5	2	2	38	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	0	0	0	0	1	0	5	0	5	0	4	10	2	53	254
会 津	113	4	0	1	3	11	11	63	23	0	0	0	0	0	0	0	2	16	13	34	0	0	0	5	0	0	2	1	6	12	121	542	985		
南会津	7	0	0	0	1	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	6	49	72		
相 双	60	0	0	1	5	1	1	37	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	6	0	0	0	0	1	0	0	1	0	3	1	79	328	537	
福島市	172	16	0	-	16	16	52	-	0	0	1	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	203	620	1,096		
郡山市	148	5	0	-	5	5	75	-	1	0	0	0	0	0	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	287	841	1,367		
いわき市	181	9	0	-	38	38	73	37	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	221	608	1,205			
薬務課	-	-	0	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	35	23	63	32	0	0	0	6	1	4	3	10	3	11	16	-	-		
合 計	893	37	0	5	42	84	84	430	188	1	0	1	0	0	2	42	88	99	140	2	1	0	26	1	15	7	29	28	77	106	1,127	3,945	7,498		

2 薬局・医薬品販売業等の許可等事務処理件数

令和3年度

業種	区分			
	新規申請	許可更新申請	許可証等書換え交付申	許可証等再交付申請
薬局	10	59		
地域連携薬局	37	0		
専門医療機関連携薬局(がん)	0	0		
卸売			2	0
薬種商				
特例	24	65		
店舗				
配置	2	15		
小計	26	80	2	0
販売従事登録	229		33	10
配置従事者身分証明書	142		7	2
高度管理医療機器等販売業貸与業	25	59	2	0
再生医療等製品販売業	3	2	0	0
計	472	200	44	12

3 登録販売者試験の実施

医薬品販売制度改革の改正薬事法のうち登録販売者にかかる部分が平成20年4月から施行され、北海道・東北地区の統一問題による試験を年1回実施した。

平成20年度

- 第1回 H20.8.20実施 受験者数1,054名 合格者数550名 合格率52.2%
- 第2回 H21.1.28実施 受験者数 660名 合格者数268名 合格率40.6%

平成21年度

- H21.8.26実施 受験者数 588名 合格者数 172名 合格率29.3%

平成22年度

- H22.8.25実施 受験者数 356名 合格者数 217名 合格率61.0%

平成23年度

- H24.2.12実施 受験者数 976名 合格者数 314名 合格率32.2%

平成24年度

- H24.8.22実施 受験者数 231名 合格者数 113名 合格率48.9%

平成25年度

- H25.8.28実施 受験者数 316名 合格者数 180名 合格率57.0%

平成26年度

- H26.8.27実施 受験者数 348名 合格者数 169名 合格率48.6%

平成27年度

- H27.8.26実施 受験者数612名 合格者数 351名 合格率57.4%

平成28年度

- H28.8.31実施 受験者数879名 合格者数 397名 合格率45.2%

平成29年度

- H29.8.30実施 受験者数1,302名 合格者数 738名 合格率56.7%

平成30年度

- H30.8.29実施 受験者数1,826名 合格者数 867名 合格率47.5%

令和元年度

- R.元.8.28実施 受験者数2,487名 合格者数 1,473名 合格率59.2%

令和2年度

- R.2.8.26実施 受験者数692名 合格者236名 合格率34.1%

令和3年度

- R.3.8.25実施 受験者数932名 合格者330名 合格率35.4%

- 合計(平成20年度～令和3年度) 受験者数(13,259)名 合格者数(6,375)名 合格率(48.1%)

4 医薬品等製造販売業・製造業許可等取扱件数

令和3年度

区 分		製造販売業						製造業						修理業						計					
		製 造 許 可 更 更	許 可 再 交 付	(蒸 局)	變 更	製 造 變 更	廢 止	製 造 合 性	適 合 變 更	區 分 變 更	許 可 更 更	許 可 再 交 付	變 更	廢 止	許 可 申 請	許 可 更 新	區 分 變 更	許 可 再 交 付	變 更	廢 止					
医薬品	専業	0	4	0	0	-	3	-	0	2	39	1	7	0	0	52	0					108			
	菜局	1	6	0	0	0	0	0	1	-	-	6	0	0	0	0						14			
体外診断用医薬品		0	0	0	0	-	2	-	0	0	-	-	0	0	0	1	1					4			
医薬部外品		0	1	0	0	-	1	-	0	0	0	0	2	0	0	13	1					18			
化粧品		0	2	0	0	-	3	19	0	0	-	0	6	0	0	16	0					46			
医療機器		2	1	1	0	-	10	-	4	5	-	-	11	4	0	23	3	2	13	5	0	64	4	152	
計		3	14	1	0	0	19	19	4	8	39	1	32	4	0	105	5	2	13	5	0	0	64	4	342

5 医薬品等の生産等状況（令和3年集計）

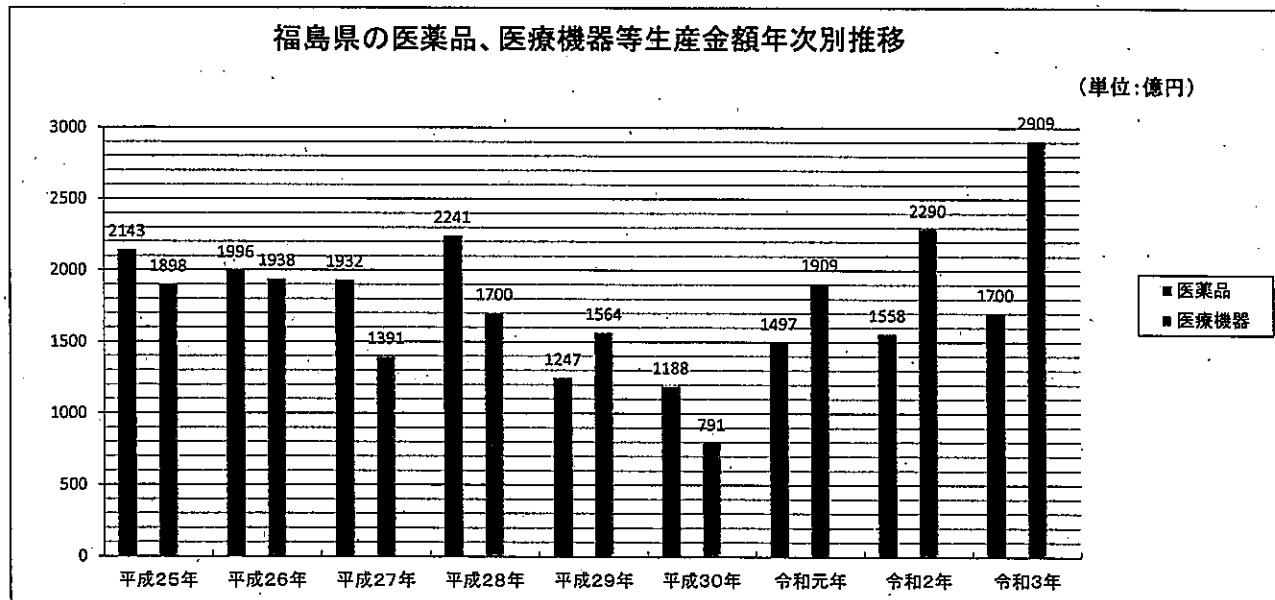
医薬品の生産金額（輸入を含む）は、対前年比約9.1%増加した。

医療機器の生産金額は、対前年比約27.0%増加した。

単位：百万円

区 分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
医薬品	製造金額	107,432	105,144	86,476	103,534	99,248	114,532	145,587	143,940	148,147
	輸入金額	106,811	94,503	106,709	119,979	106,232	4,280	4,117	11,843	21,884
	計	214,243	199,647	193,185	223,513	205,480	118,812	149,704	155,783	170,031
医療機器	製造金額	124,471	130,344	77,567	53,066	53,035	55,397	166,920	201,316	252,122
	輸入金額	65,317	63,423	61,500	116,910	103,387	23,726	23,976	27,680	38,806
	計	189,788	193,767	139,067	169,976	156,422	79,123	190,896	228,996	290,928

* 医薬品及び医療機器の生産金額（薬事工業生産動態統計調査）



6 薬事監視状況

全県（中核市を含む）の薬事関係営業者数は、7,288件であり、立入検査施設数（業務上取扱施設の立入検査を除く。）は538件、6.8%の立入監視率であった。監視率は前年度より上昇した。

違反発見施設数は114件であり、前年度の109件より5件増加した。

薬事許可業態別違反率（違反発見施設数／立入検査施設数）は、薬局（37.8%）、店舗販売業（28.8%）、卸売販売業（11.1%）であった。

違反内容別では、その他に係る違反、構造設備の不備、販売体制等の不備が多かった。

(1) 医薬品等一斉監視指導

- ① 実施年月日 令和3年7月1日～令和3年12月28日
- ② 実施対象 医薬品等製造販売業者及び製造業者、薬局及び医薬品販売業者
- ③ 監視重点事項
 - (ア) 医薬品等製造業者に対するGMPの遵守状況
 - (イ) 医薬品等製造販売業者に対するGQP/GVPの遵守状況
 - (ウ) 法令遵守体制の整備を行っているか
 - (エ) 偽造医薬品流通防止のために適切な措置を講じているかどうか
 - (オ) 管理者が許可を受けずに他の薬事に関する実務に従事している事実の有無
 - (カ) 薬局機能情報の報告を適切に行い、その情報を薬局においても閲覧に供しているか
 - (キ) 濫用等のおそれのある医薬品の販売が適正に行われているか

④ 監視結果

立入検査施設数は製造業者等31件、薬局等87件であった。

13項目の不適があり、主には薬局等を利用するため必要な情報等の表示、医薬品の貯蔵及び陳列の方法であった。

⑤ 収去検査

事例なし

(2) 医療機器等一斉監視指導

- ① 実施年月日 令和3年7月1日～令和3年12月28日
- ② 実施対象 医療機器等製造業者及び製造販売業者、医療機器修理業者及び販売業者等
- ③ 監視重点事項
 - (ア) 指定品目の製造業者に対するQMS実施状況
 - (イ) 指定品目の製造販売業者に対するQMS体制及びGVP実施状況
- ④ 監視結果
- 立入検査施設数は製造業者等6件、修理業者4件、販売業者等50件であった。
- ⑤ 収去検査
単回使用医療機器 2検体（無菌試験）

※ 規定期刊(年版)の「その他」は、特記事や報告書の件数を計上しており、該論は含まれない。

7 医薬品等の苦情相談処理状況

県消費生活センターに週1回設置している「医薬品等の苦情相談室」における処理状況は、次のとおりであった。

総処理件数23件だった。医療用医薬品に関する相談が多く、内容としては医薬品の安全性や品質に関するものが多かった。

(1) 苦情件数

分類・区分	医療サービス (医療用医薬品)	医薬品 (一般用医薬品)	医 藥 部外品	健康食品	化粧品	保 健 衛生品	医療機器	健康相談 (管理)	その他	合計
件 数	17	1	0	4	0	0	1	0	0	23
割合 (%)	73.9%	4.3%	0.0%	17.4%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	100%

(2) 苦情項目件数

分類・区分	医療サービス (医療用医薬品)	医薬品 (一般用医薬品)	医 藥 部外品	健康食品	化粧品	保 健 衛生品	医療機器	健康相談 (管理)	その他	合計
安全・衛生	15			3			1			19
効能・効果 (品質機能)	15	1		4						20
法規	5						1			6
価格				4						4
表示・広告				1						1
販売方法	1									1
対応	1	1					1			3
包装・容器										0
買物相談										0
生活知識										0
その他										0
合計	37	2	0	12	0	0	3	0	0	54

8 薬事審議会の開催状況

第75回の審議会を開催し、次のとおり報告を行った。

内 容 月 日 場 所	事 項
令和4年2月7日 杉 妻 会 館	報告事項 1. 福島県薬事審議会について 2. 最近の薬務行政の概要について 3. 認定薬局制度について

9 薬事関係講習会の開催状況

医薬品等製造販売業者・製造業者、薬局・薬店、医療機器販売業者等を対象として、関係法令等について十分な理解と認識を深めるため、各種講習会を開催するとともに、関係団体が開催する研修会等へ講師を派遣し、関係法令の周知を図りました。

名 称	開催年月日	対 象	参加人数	内 容
薬事研修会	3. 4. 18	福島県薬剤師会会員	Web配信	改正医薬品医療機器等法の施行等について
三県合同医薬品等製造販売業者等講習会	中止	医薬品等製造販売業者等	—	—
配置従事初任者講習会	3. 12. 7	配置従事予定者及び配置従事初任者	4名	「薬事関係法規」他
福島県医薬品卸組合通常総会	中止	医薬品卸組合会員	—	—
GMP・QMS研究会	3. 11. 19	医薬品等製造販売業者等	Web配信	GMP等適合性調査における指摘事例について
認知症対応薬局対応力向上研修会	4. 1. 16	薬局薬剤師	224名	※（一社）福島県薬剤師会に委託
認知症対応薬局研修会	4. 2. 4 4. 2. 10 4. 3. 3	薬局薬剤師	58名	※（一社）福島県薬剤師会に委託

10 国有ワクチン供給状況

品目	年度													
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
ガスえそウマ抗毒素	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
ボツリヌスウマ 抗毒素	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ジフテリアウマ 抗毒素	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
乾燥組織培養不活性 化狂犬病ワクチン	-	-	-	-	-	4	-	4	-	-	-	-	-	

※平成25年度までは、県において「乾燥ガスえそウマ抗毒素」を国から購入し備蓄していたが、需要頻度が低いこと、また、東北地区の国有ワクチン等保管場所が隣県のため随時搬送可能であることから、平成26年度以降、県は国有ワクチン等を備蓄していない。

11 医薬分業の状況

本県における医薬分業の状況を処方せんの取扱状況でみると、昭和49年以降急速に増加した。平成19年以降の処方せんの発行枚数はほぼ横ばいとなっている。

また、処方せん受取率で見ると、全国平均が75.3%であるのに対し、本県は79.5%で全国11位であった。

年次別処方せん取扱い状況

年次	処方せん枚数	請求金額	取扱薬局数	保険薬局数
47	9,731	7,587,563	30	
48	7,930	5,982,264	20	
49	16,403	18,910,936	56	
50	72,713	109,740,520	74	290
51	148,190	279,778,949	107	304
52	330,510	712,185,874	129	316
53	429,016	994,777,261	114	331
54	560,473	1,370,611,860	116	361
55	854,085	2,280,768,895	144	371
56	1,048,772	2,855,203,130	151	378
57	1,250,432	3,500,618,800	181	394
58	1,296,057	3,888,162,983	166	393
59	1,213,195	3,601,710,445	165	385
60	1,236,618	3,749,842,361	162	384
61	1,187,357	3,991,450,072	140	381
62	1,238,188	4,311,772,547	148	372
63	1,311,165	4,705,295,198	144	376
H 元	1,294,650	4,968,057,470	150	376
2	1,446,701	5,614,242,876	156	376
3	1,457,780	6,045,516,984	161	379
4	1,636,629	7,041,571,189	174	389
5	2,054,466	9,226,011,438	199	426
6	2,738,671	13,719,252,718	293	450
7	3,756,618	20,127,856,054	376	471
8	4,360,115	24,758,959,800	409	489
9	5,109,581	29,016,953,260	475	537
10	6,489,722	37,356,167,250	543	592
11	7,971,617	46,514,733,940	583	641
12	9,327,477	55,611,156,920	629	678
13	9,756,960	60,886,217,420	660	701
14	10,317,647	65,391,550,000	686	737
15	10,391,697	72,316,170,000	703	754
16	10,857,584	78,281,720,000	741	793
17	11,421,224	84,701,190,000	771	798
18	11,599,015	85,786,980,000	798	826
19	12,075,183	92,447,620,000	811	836
20	12,121,792	96,251,540,000	831	859
21	12,243,662	103,149,360,000	835	862
22	12,323,901	105,051,020,000	849	864
23	12,240,181	108,763,110,000	808	861
24	13,099,843	114,550,170,000	820	867
25	12,806,387	118,546,000,000	832	875
26	12,761,334	118,982,680,000	845	879
27	12,746,921	126,360,460,000	847	878
28	12,909,464	120,722,800,000	863	886
29	12,637,376	121,114,960,000	853	873
30	12,086,615	116,306,930,000	850	860
R 元	12,664,712	117,931,660,000	867	864
R 2	11,464,493	113,172,810,000	874	868
R 3	11,613,232	113,467,390,000	879	875

請求金額については、平成14年から日本薬剤師会調べ「保険調剤の動向（速報値）」の年度報（3月～2月）、を参考値として記載

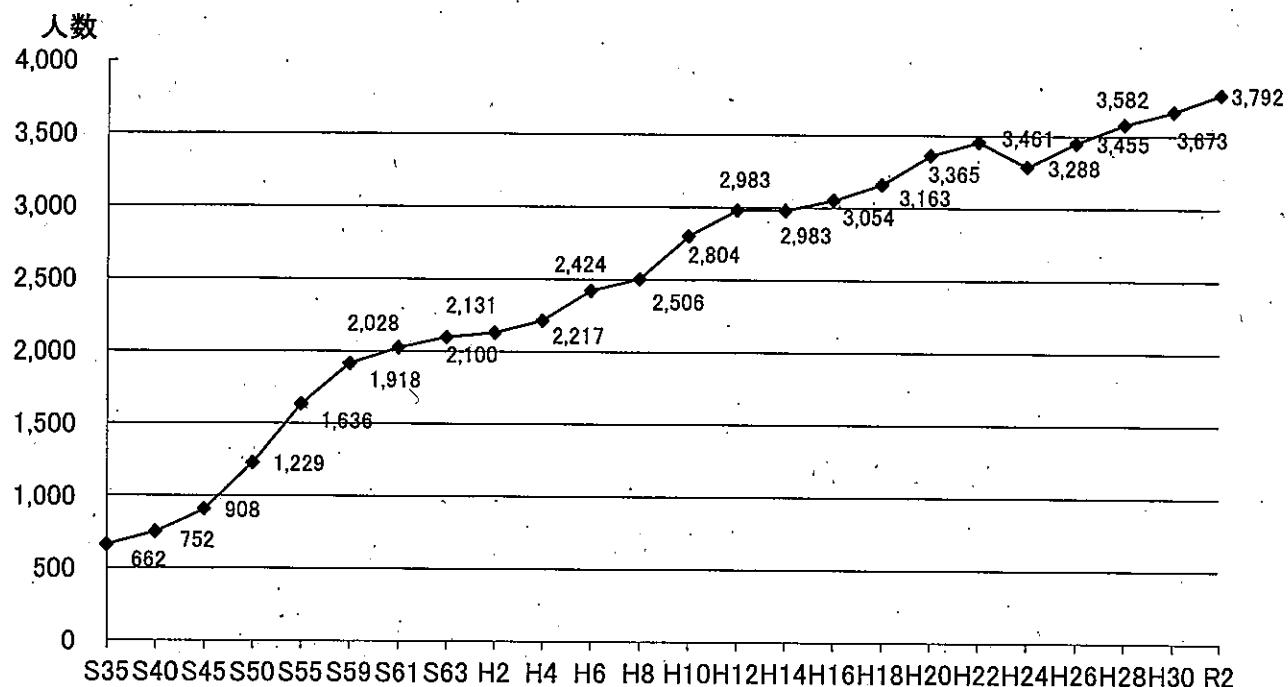
保健所別処方せん取扱い状況

保健福祉事務所名	処方せん枚数	構成比率	取扱薬局数	保険薬局数 ※	在宅薬剤 管理指導
県 北	3,130,846	27.0%	256 (259)	257	237
県 中	3,167,766	27.3%	218 (222)	217	195
県 南	566,680	4.9%	51 (51)	46	44
会 津	1,474,561	12.7%	111 (114)	112	104
南会津	69,247	0.6%	7 (7)	7	7
相 双	762,451	6.6%	57 (60)	57	51
いわき市	2,441,681	21.0%	179 (181)	179	163
計	11,613,232	100.0%	879 (894)	875	801

() 内は薬局総数、R3. 12. 31現在

※保険薬局数： 保険指定薬局数（東北厚生局福島事務所調べ）

12 県内薬剤師の状況



13 医薬品等安全対策としての情報提供体制

医薬品等の安全確保のため、昭和53年度から「福島県医薬品情報委員会」を設置し、県内医療機関、薬局等に対し、「福島県医薬品情報」を伝達してきたが、平成10年度にそれを廃止し、一般社団法人福島県薬剤師会に対し医薬品情報をリアルタイムで入手できるFAX BOXシステムの設備整備補助を行った。

(1) 情報の提供対象

医療機関、薬局、行政機関等各関係機関、各関係団体、一般

(2) 情報提供を行う施設

一般社団法人福島県薬剤師会薬事情報センター

(3) 提供する情報の種類

- 緊急安全情報
- 医薬品使用上の注意改訂情報
- 新医薬品情報
- 厚生労働省医薬品安全性情報
- 新添付文書
- トピックス等

なお、医薬品等の安全性情報については、様々な報告制度を通じて、厚生労働省で情報の収集、評価及び行政措置を一元化して行っており、この内容を厚生労働省、PMDA等からのメール、メーカーからの文書等により情報を入手し、関係団体に情報提供しているところである。

14 薬と健康の週間の事業状況

行政と薬事7団体で構成する福島県くすりの週間実行委員会の共催で本事業を実施しているが、令和3年度は、伊達地区及び田村地区を重点地区と定め、ポスターの掲示及びリーフレットを配布し、薬の飲み方や健康サポート薬局等について啓蒙普及を図った。

15 薬事関係表彰

表彰区分	氏名又は団体名	所属	功労名	月日
大臣表彰	長谷川 祐一	薬剤師会	薬事功労	令和3年10月20日
知事表彰	長谷川 祐一	薬剤師会	薬事衛生功労	令和3年5月19日
知事感謝状	島貫 英二	薬剤師会	薬事衛生功労	令和4年1月25日
	濱田 多恵子	薬剤師会		
	鈴木 隆広	病薬		

大臣表彰式及び知事感謝状贈呈式は新型コロナウイルスの感染拡大状況を鑑み中止された。

16 災害時医薬品等の備蓄供給体制

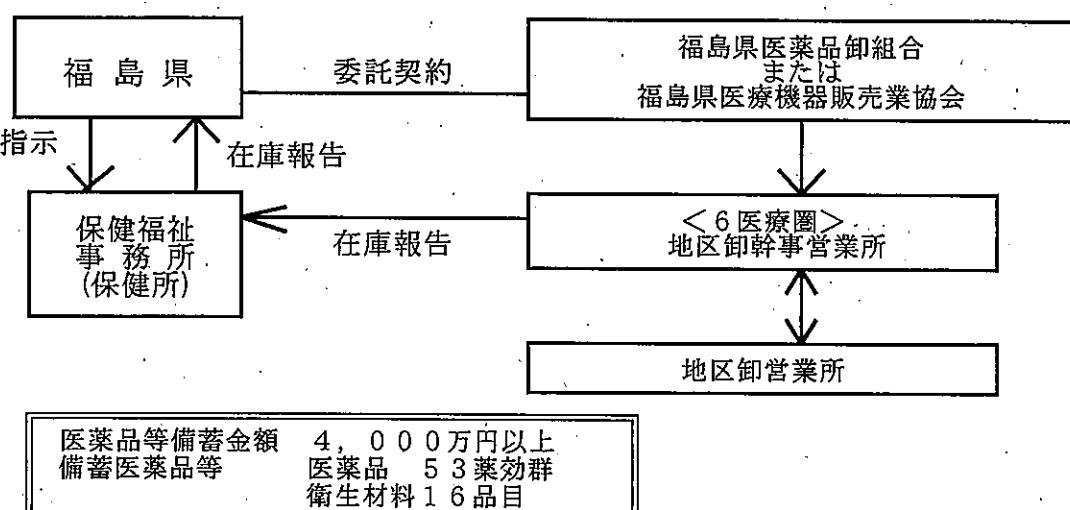
平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災を教訓として、災害時発生の初動期（1～3日）に必要とされる医薬品等を、医薬品については県医薬品卸組合と、また、平成23年度より衛生材料については県医療機器販売業協会と委託契約を行い、県内6地区（南会津地区は会津地区に含む。）に備蓄している。

東日本大震災の際には、震災当日から当該供給体制により各医療機関、救護所、医療チーム等に対して医薬品等の供給（3/11～9月末まで計540回）を行った。

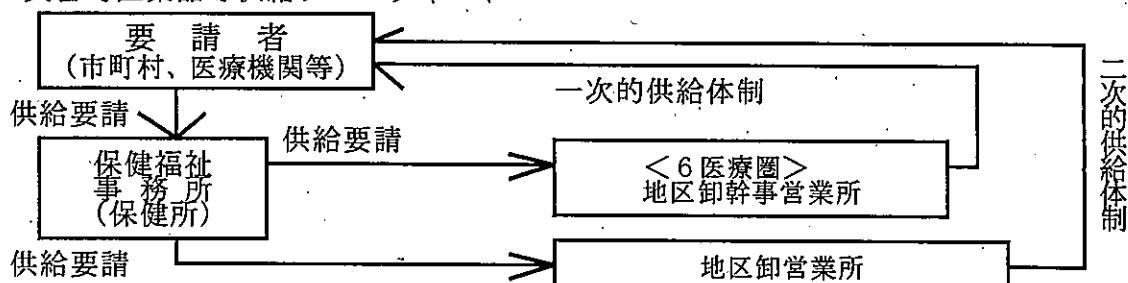
また、福島県薬剤師会と「災害時における医療救護活動についての協定」を締結したことにより、発災後、医薬品集積所における仕分け作業、救護所における調剤、医療チームに同行しての服薬指導等の医療救護活動（3/18～8月末まで延べ2,788名）を行った。

平成26年5月27日には、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部医療ガス部門福島県支部と「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」を締結し、災害時の医療ガス等の供給協力体制を構築した。

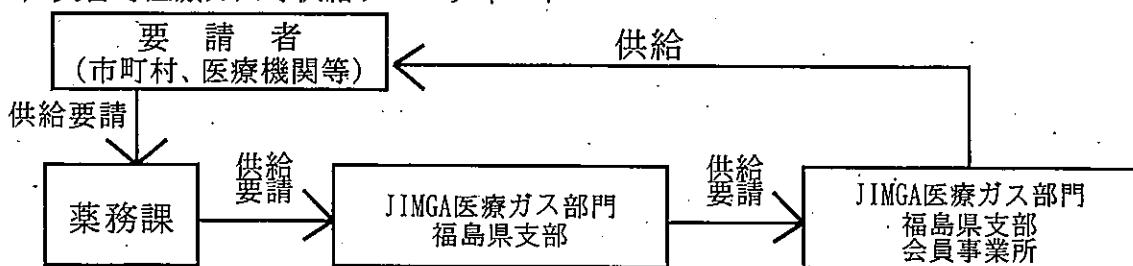
（1）災害時医薬品等備蓄フローチャート



（2）災害時医薬品等供給フローチャート



（3）災害時医療ガス等供給フローチャート



(4) 災害時医薬品備蓄体制

地 区	卸幹事営業所	上段：電話番号 下段：FAX番号	卸営業所数 （卸幹事含む）
県 北	(株)スズケン福島支店	024-525-1233 024-535-8467	5
県 中	東北アルフレッサ(株) 郡山物流センター	024-959-6614 024-959-6135	5
県 南	(株)バイタルネット白河支店	0248-23-2811 0248-23-2231	3
会 津	東邦薬品(株)会津営業所	0242-27-1771 0242-27-0654	5
相 双	東北アルフレッサ(株)南相馬支店	0244-22-5141 0244-24-1484	3
いわき	(株)メディセオいわき支店	0246-21-8835 0246-21-8871	5
合 計			26営業所

(5) 災害時備蓄医薬品の薬効分類群等

- ① 内 服 薬 (13剤)
- ② 注 射 薬 (26剤)
- ③ 輸 液 (5剤)
- ④ 外 用 薬 (8剤)
- ⑤ 防疫用薬剤 (1剤)

(6) 災害時衛生材料備蓄体制

地 区	卸幹事営業所	上段：電話番号 下段：FAX番号	卸営業所数 (卸幹事含む)
県 北	サンセイ医機(株)二本松物流センター	0243-62-0155 0243-62-1525	3
県 中	(株)エヌジェイアイ	024-933-8936	3
県 南		024-933-8243	
会 津	(株)三陽 会津営業所	0242-27-4134 0242-28-1134	2
相 双	サンセイ医機(株)原町営業所	0244-23-4611 0244-23-4679	1
いわき	(株)三陽 いわき営業所	0246-27-7631 0246-27-3607	3
合 計			12 営業所

(7) 災害時備蓄衛生材料

① 衛 生 材 料 (16品目)

(8) 災害時医療ガス等供給体制(協定)

地 区	事 業 者	上段：電話番号 下段：FAX番号	会 員 事業所数
全 県	(一社)日本産業・医療ガス協会 東北地域本部医療ガス部門 福島県支部※	024-942-8731 024-953-3411	47

※略称：J I M G A 医療ガス部門福島県支部

福島県災害時医薬品等備蓄品目表 (医薬品 53 薬効群・衛生材料 16 品目)

1. 内服薬 (13 剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	催眠鎮静剤・抗不安剤 (112) (T) 催眠鎮静剤・抗不安剤 [シロップ等] (112) (mL)	8	消化性潰瘍用剤 (232) (T) 消化性潰瘍用剤 (232) (包)
2	解熱・鎮痛・消炎剤 (114) (T) 解熱・鎮痛・消炎剤 [シロップ等] (114) (mL)	9	整腸剤 (231) (包)
3	総合感冒剤 (118) (包)	10	止瀉剤 (231) (T)
4	総合感冒剤 [小児用] (118) (包)	11	抗生物質製剤 (613) (T) 抗生物質製剤 [シロップ用剤] (613) (包)
5	不整脈用剤 (212) (T)	12	合成抗菌剤 (624) (T)
6	血管拡張剤 (214) (T)	13	抗ウイルス剤 (625) タミフル・ドライシロップ (本)
7	気管支拡張剤 (225) (T) 気管支拡張剤 [シロップ等] (225) (mL)		

2. 注射薬 (26 剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	催眠鎮静・抗不安剤 (112)	14	制吐剤 (239)
2	抗てんかん剤 (113)	15	副腎ホルモン剤 (245)
3	解熱・鎮痛・消炎剤 (114)	16	インスリン [速効・中間・持続性] 100単位/mL (249)
4	鎮痙剤 (124)	17	電解質補液 カリウム (331)
5	強心剤 (211)	18	電解質補液 ナトリウム (331)
6	不整脈用剤 (212)	19	電解質補液 カルシウム (321)
7	利尿剤 (213)	20	止血剤 (332)
8	血管拡張剤 (214)	21	血液凝固阻止剤 (333)
9	血管拡張剤 (217)	22	解毒剤 (392) [炭酸水素ナトリウム]
10	呼吸促進剤 (221)	23	酵素製剤 (395) [ウロキナーゼ製剤]
11	気管支拡張剤 (225)	24	抗ヒスタミン剤 (441)
12	消化性潰瘍用剤 (232)	25	抗生物質製剤 (61)
13	腸管運動機能亢進剤 (239)	26	抗破傷風人免疫グロブリン (634)

3. 輸液 (5 剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	5%ブドウ糖液 (323)		輸液 (人工透析液を含む)
2	50%ブドウ糖液 (323)	4	電解質輸液開始液
3	生理食塩水 (331)	5	電解質輸液維持液

4. 外用薬 (8 剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	外皮用殺菌消毒剤 (261)	5	殺菌精製水 (713)
2	うがい薬 (226)	6	催眠鎮静・抗不安剤座剤 (112)
3	止痒軟膏 (264)	7	解熱・消炎・鎮痛剤座剤 (264)
4	火傷用軟膏 (263)	8	消炎・鎮痛パップ剤 (264)

5. 防疫用薬剤 (1 剤)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	防疫用殺菌消毒剤 (732)

6. 衛生材料 (16 品目)

No.	薬効分類 (薬効分類番号)	No.	薬効分類 (薬効分類番号)
1	副木材料 (金属製可)	9	注射筒 (針付)
2	三角巾	10	インスリン注射筒 100単位/mL用
3	清潔綿	11	点滴輸液セット
4	脱脂綿 (カット綿)	12	手袋 ラテックス (パウダーフリー)
5	伸縮包帯	13	サージカルマスク
6	救急紺創膏	14	メディカルキャップ
7	サージカルテープ	15	血圧計
8	ガーゼ	16	体温計

第 2 毒 物 劇 物

(概況)

毒物劇物については、事件事故等による健康被害の発生を未然に防止し、県民の安心安全を確保するため、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物営業者に対する立入検査を計画的に実施している。

1 毒物劇物営業者数（保健所別）

令和4年3月31日現在

	毒 物 劇 物										特 定 毒 物 研 究 者	合 計
	製 造 業	輸 入 業	販 売 業			業務上取扱者						
			一 般	農 業 用	特 定	め電 つ き 業氣	熱金 処理	運 送	防 除 業 業 り			
県 北		4	4	51	39	5	0	0	0	0	8	107
県 中		16	0	34	40	2	2	2	0	0	6	102
県 南		2	0	42	41	1	1	0	1	0	0	88
会 津		7	0	82	57	4	3	0	1	0	1	155
南会津		1	0	4	15	1	0	0	0	0	0	21
相 双		11	1	59	32	0	3	0	3	0	1	109
薬務課		23	3	—	—	—	—	—	—	—	—	26
小計		64	8	272	224	13	9	2	5	0	16	613
福島市	—	—	102	27	8	0	0	0	0	—	—	0
郡山市	—	—	190	40	8	7	1	11	0	—	—	257
いわき市	—	—	145	29	3	6	0	28	0	10	10	221
小計	—	—	437	96	19	13	1	39	0	10	10	615
合計		64	8	709	320	32	22	3	44	0	26	1,228

2 毒物劇物販売業登録等の事務処理件数

件名 業種	新規	登録更新	登録票		計
			書換交付	再交付	
毒物劇物販売業	14	121	4	2	141
業務上届出事業場	0				0
特定毒物研究者	0				0
毒物劇物取扱者試験合格者			4	21	25
計	14	121	8	23	166

3 毒物劇物製造業(輸入業を含む)登録等の取扱件数

区分	申請					届出				申請・届出の計
	新規登録	登録変更	登録更新	登録票		変更届	又業			
				書換交付	再交付	(取扱設置責任者)	その他	は務休廢止止		
県知事登録	8	10	16	0	0	15	19	1	69	
計	8	10	16	0	0	15	19	1	69	

4 毒物劇物監視状況

本県では、毒物劇物製造業者、輸入業者、販売業者等に立入検査を実施し、毒物劇物の保管管理状況、製品の表示、危害防止規定に基づく保安点検の実施状況、譲渡手続、保管管理状況、人事異動等に伴い取扱責任者が不在となっていないか等を重点的に監視した。

また、大規模自然災害に伴い毒物劇物の流出事故が発生していることから、日頃の在庫管理に加えて、地域のハザードマップ等を考慮した保管管理を行うよう指導した。

令和3年度における毒物劇物関係の登録及び届出数は1,202件（中核市を含む）であり、登録及び届出施設に対する立入検査施設数は203件（法第22条第5項の者を除く。）、立入監視率は16.1%であった。

違反発見施設は52件（法第22条第5項の者を含む。）であり、前年度より11件増加した。

登録業態別違反率（違反発見施設数/立入検査施設数）は、一般販売業22.7%、農業用品目販売業31.7%、特定品目販売業25.0%であった。

違反内容別では、その他、取扱違反、譲渡手続違反の順に多かった。

告発件数	届出立入検査実施件数(年度中)	違反発見件数(年度中)	処分件数(年度中)					
			その他の違反			その他の違反		
			登録・許可未現在	登録・許可取消	設備改善命令	業務停止	登録違反	表示違反
製造業	64	17	2	1	1			
輸入業	8							
一般販売業	709	88	20	2	7	4	13	
農業用品目販売業	320	82	26	2	8	1	9	15
特定品目販売業	32	4	1		1			
電気機械事業	22	5						
金属熱処理事業	3							
荷物劇物運送事業	44							
しきめい防除事業								
法第22条第5項の者		7	1				1	
計	1,202	203	50	4	15	2	13	31
特定毒物研究者	26	2						

5 毒物劇物取扱者試験

○月 日 令和3年9月1日

○場 所 郡山市熱海町熱海2丁目148-2 郡山ユラックス熱海

区分		出願者	受験者	合格者	合格率
令和3年	一般	261人	241人	66人	27.4%
	農業用品目	91人	90人	4人	4.4%
	特定品目	3人	3人	1人	33.3%
	計	355人	334人	71人	21.3%
平成11年		302	285	122	42.8
平成12年		299	281	114	40.6
平成13年		346	330	126	38.2
平成14年		253	243	97	39.9
平成15年		298	288	102	35.4
平成16年		345	332	94	28.3
平成17年		369	353	98	27.8
平成18年		420	407	107	26.3
平成19年		421	403	111	27.5
平成20年		443	427	134	31.4
平成21年		436	425	129	30.4
平成22年		493	482	140	29.0
平成23年		370	350	98	28.0
平成24年		468	450	81	18.0
平成25年		470	454	110	24.2
平成26年		431	411	125	30.4
平成27年		450	425	125	29.4
平成28年		506	472	111	23.5
平成29年		433	406	112	27.6
平成30年		457	433	132	30.5
令和元年		499	475	131	27.6
令和2年		429	410	86	21.0
令和3年		355	334	71	21.3

6 毒物劇物関係講習会開催状況

毒物劇物製造・販売業者等を対象とし、関係法令等について十分な理解と認識を深めるため、例年、講習会を開催している。

名 称	開催年月日 開催場所	対 象	参 加 人 数	内 容
農薬危害防止 講習会	3.7.9 郡山市	毒物劇物販売 業者等	143名	「農薬事故の防止について～農薬事故を起 こさないための農薬の適正使用について～」 「県内の農薬中毒事故と毒物及び劇物取締 法について」
	3.7.15 郡山市		150名	「河川等周辺環境に配慮した農薬使用につ いて」 「農薬適正使用をめぐる情勢について」

第3 麻薬・大麻・あへん・覚醒剤等

(概況)

覚醒剤等の薬物事犯は依然として跡を絶たず、しかも覚醒剤不正使用者が暴力団員など特定階層の者から一般住民に及んでいる状況にある。

このことを踏まえ、県下16地区薬物乱用防止指導員地区協議会を中心として、地域に根差した薬物乱用防止啓発活動を実施するとともに、麻薬及び向精神薬取扱者、覚醒剤等取扱者、大麻栽培者等に対する立入検査を実施し、乱用薬物の不正流出防止を図った。

1 麻薬取扱者数（保健所別）

令和4年1月1日現在

区分	麻薬 卸売業者	麻薬 小売業者	麻薬使用者				麻薬 管理者	麻薬 研究者	合計
			医師	歯科医師	獣医師	小計			
総数	28	794	3,564	83	84	3,731	274	28	4,855
県北	6	236	1,322	22	27	1,371	80	20	1,713
県中	6	189	946	42	23	1,011	77	2	1,285
県南	3	42	179	1	5	185	14	1	245
会津	5	102	418	8	4	430	33	1	571
南会津	0	7	20	0	1	21	4	1	33
相双	3	51	168	5	5	178	16	0	248
いわき	5	167	511	5	19	535	50	3	760

2 大麻栽培者・栽培面積（年次別）

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
栽培者数(人)	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3
総面積(a)	4.0	4.0	4.0	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5	3.1

3 大麻・けし抜去本数推移

	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
大麻(本)	206	120	0	10,433	325	842	51	25	20	24
けし(本)	5,995	1,536	6,420	11,656	14,590	11,486	2,691	13,654	12,531	3,331

4 麻薬関係立入検査状況

(令和3年)

項 目 業 種	R3 対 象 ・ 業 務 所 数	立 入 検 査 箇 所 数	違 反 ・ 業 務 所 数	違 反 内 容						措 置			
				処方せんの交付・施用	譲渡証・譲受証	管理・保管	帳 簿	施用に関する記録	その 他	計	送致・業務停止	始 末 書	そ の 他
家庭麻薬製造業者	1												
麻薬卸売業者	28	16	1		1					1			1
麻薬小売業者	792	181	3						3	3			3
麻 薬 診 療 設 施	病院	124	62	6	1	2		3	6				6
	一般診療所	576	14	2	1	1		1	3				3
	歯科診療所	7											
	飼育動物診療施設	78	3										
麻薬研究所	30	2											
けし研究所													
大麻栽培者	3	5											
大麻研究者	8	1											
計	1,647	284	12	0	2	1	3	0	7	13	0	0	13

5 覚醒剤関係立入検査状況

(令和3年)

業種	項目	対象 R3 ・ 業務 所数 12 ・ 31 現在	立入検査箇所数	違反・業務所数	違反内容					措置		
					廃棄	管理・保管	所持・使用	帳簿	その他	計	始末書	その他
覚せい剤	覚醒剤施用機関 (大臣指定)	1										
	覚醒剤施用機関 (知事指定)	4										
	覚醒剤研究者	14	2									
覚せい剤原料	覚醒剤原料製造業者											
	覚醒剤原料取扱者	31	3									
	覚醒剤原料研究者	7	2									
	薬局	894	98	2	1		1	1	0	2		2
	病院・診療所	2,406	23									
	飼育動物診療施設	266										
計		3,623	128	2 0	1 0	1 0	2	0	2			

6 向精神薬関係立入検査状況

(令和3年)

業種	項目	対象 R3 ・ 業務 所数 12 ・ 31 現在	立入検査箇所数	違反・業務所数	違反内容					措置		
					譲渡し等	廃棄	保管・管理	記録	その他	計	始末書	その他
向精神薬輸入業者		1										
向精神薬製造製剤業者		4										
免許みなし卸売販売業者		157	6									
免許みなし薬局		894	103	1		1		1	1	2		2
病院等	病院	129	17									
	一般診療所	1,420	4									
	歯科診療所	857										
	飼育動物診療施設	266										
向精神薬試験研究施設		24										
計		3,752	130	1 0	0	1 0	1 0	1 2	0	2		

7 大麻・けし抜去状況（令和3年度）

総 本 数
○ け し 3,331 本

あへん法違反	
始末書	0 件
厳重注意	12 件
自生	1 件

○ 大 麻 24 本

令和3年度のけし抜去本数は、前年度と比較して、会津地域で約2,800本、県中地域で約2,500本減少した。

また、相双地域で24本の自生大麻を抜去した。

	けし抜去	大麻抜去
県 北	0 本	0 本
県 中	2,639 本	0 本
県 南	614 本	0 本
会 津	0 本	0 本
南 会 津	0 本	0 本
相 双	63 本	24 本
い わ き 市	15 本	0 本

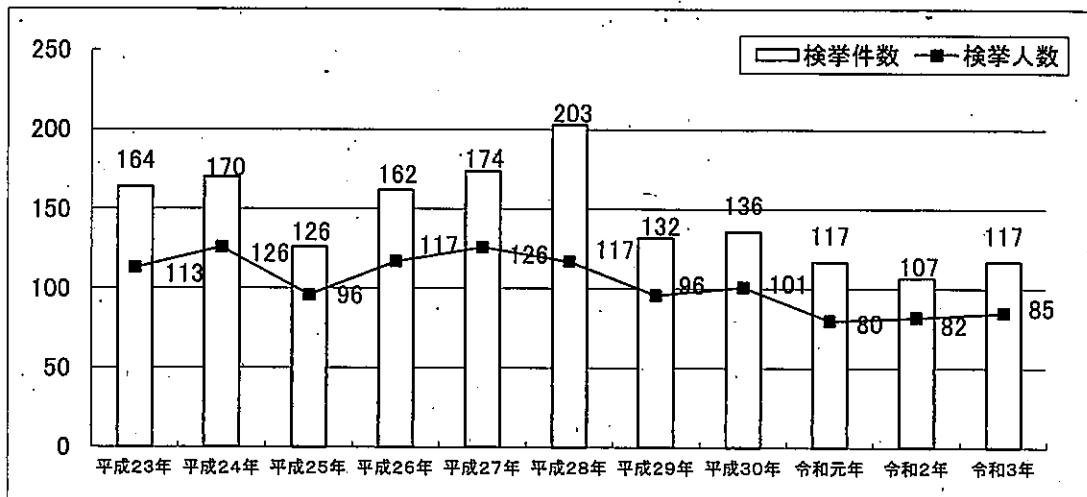
大麻・けし抜去状況（過去5年間）

	28年度		29年度		30年度		元年度		2年度	
	けし	大麻	けし	大麻	けし	大麻	けし	大麻	けし	大麻
県 北	540	0	34	0	571	0	5,812	0	1,521	0
県 中	7,569	0	7,253	0	1,460	0	5,705	0	5,168	0
県 南	450	0	1,369	0	240	0	1	0	2,189	0
会 津	538	0	0	0	0	0	1,780	0	2,820	0
南会津	20	0	0	0	0	0	0	0	461	0
相 双	4,383	325	659	842	258	51	116	25	100	20
いわき市	1,090	0	2,171	0	162	0	240	0	272	0
計	14,590	325	11,486	842	2,691	51	13,654	25	12,531	20

8 県内の薬物乱用の状況

(1)覚醒剤事犯の年次別検挙状況

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検挙件数	164	170	126	162	174	203	132	136	117	107	117
検挙人数	113	126	96	117	126	117	96	101	80	82	85



(2)シンナー・ボンド等乱用者の検挙状況

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検挙人数	10	7	11	3	5	6	4	6	5	0	1

(3)指定薬物(危険ドラッグ)事犯の検挙状況

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
検挙人数	1	10	4	5	0	0	0	1

(県警組織犯罪対策課資料より)

9. 薬物乱用防止関係事業の状況

令和3年における県内の覚醒剤事犯検挙者数は85名であり、前年に比べ3名増加した。また、大麻事犯検挙者は近年増加傾向にあるなど汚染が懸念されている。

こうした中で、薬物に対する正しい知識を広く県民に啓発するため、令和3年度も薬物乱用防止指導員や関係団体の協力を得て、「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動や麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動を実施した。

また、「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業として、大学生ボランティアによる企画・運営により、同世代の若者を主なターゲットとした資材作成や街頭キャンペーン等を実施した。

若年層への普及啓発事業としては、本年度も薬物乱用防止教室の開催や、街頭啓発等を実施している。

(1) 薬物乱用防止教室の実施状況

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施学校数	313	237	289	254	119	115
受講者数	32,618人	22,761人	27,009人	22,299人	8,853人	7,920人

(2) 保健所における薬物相談窓口の実績

各保健所に薬物相談窓口を設置し、覚醒剤等薬物乱用の予防啓発の観点から覚醒剤等乱用に関する一般的な相談に応じた。

年度	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
種別	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他	シン	覚	他
件数	0	10	5	0	2	9	0	1	2	0	1	0	0	1	1	0	1	3
計	15			11			3			1			2			4		

(3) 薬物乱用防止指導員の表彰

- 厚生労働大臣感謝状の贈呈
佐藤 善嗣 (田村地区)
- 厚生労働省医薬・生活衛生局長感謝状の贈呈
武藤 健 (福島地区) 斎藤 嘉雄 (伊達地区) 石森 君枝 (須賀川地区)
- 福島県薬物乱用防止指導員連合協議会長表彰状の贈呈
安達 洋子 (福島地区) 武田 喜代治 (安達地区) 渡辺 久仁子 (郡山地区)
郡司 ケサ子 (田村地区) 佐藤 寛子 (須賀川地区) 飛知和 真 (石川地区)
堀田 信一 (白河地区) 金澤 一四 (東白川地区) 小沼 清一郎 (会津若松地区)
五十嵐 弘之 (喜多方地区) 渡部 三郎 (両沼地区) 桜井 利彦 (相馬地区)
小松 隆 (いわき地区)

(4) 「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業

① ヤング健康推進員育成事業

- ア 大学生ボランティア募集 応募人数18名
- イ 研修会 計1回開催

② 新たな啓発チャレンジ事業

- ア 啓発活動企画会議
 - ・啓発活動及び啓発資材の企画
 - ・作成した啓発資材：DVDの作成等

第4 血 液

(概 况)

令和3年度は、献血目標量32,994Lに対して34,166.97Lの実績となり、達成率は103.6%と目標を達成することができました。

献血種別ごとの目標量に対する達成率は、200mL献血で116.4%、400mL献血で100.8%、血漿成分献血で109.3%、血小板成分献血で105.4%でした。

平成22年度に92,329人であった献血人数は、平成23年度には東日本大震災の影響により78,548人にまで減少しました。平成24年度には91,657人に戻ったものの、その後、平成25年度に91,166人、平成26年度に84,749人、平成27年度に80,485人、平成28年度に78,041人、平成29年度に77,618人、平成30年度76,948人と減少し、令和元年度は77,345人と増加しましたが、令和2年度には76,235人と再び減少し、令和3年度は76,257人とわずかに増加しています。

一方、平成22年度に54,315人であった400mL献血人数は、平成23年度に44,094人に減少しましたが、平成24年度に54,023人、平成25年度に56,159人、平成26年度に58,782人と増加し、平成27年度は58,621人、平成28年度は54,763人、平成29年度54,272人、平成30年度52,144人、令和元年度50,835人、令和2年度50,598人と減少が続きましたが、令和3年度は50,784人と増加しています。

血液製剤の製造については、平成24年4月から日本赤十字社東北ブロック血液センター（宮城県仙台市）に集約されています。

令和3年度の血液製剤の供給数は、235; 382単位（200mL単位換算）であり、前年比で101.2%の実績となっています。内訳は、赤血球製剤104,194単位、血漿製剤25,613単位及び血小板製剤105,575単位でした。

若年層の献血者確保の一環として平成15年から始めたジュニア献血ポスタークールは、県内43中学校から133点の応募があり、最優秀作品1点、優秀作品2点及び入選作品8点を選定しました。このうち、最優秀作品及び優秀作品を掲載したポスターを県内全中学校へ配布し、献血思想の普及啓発を図りました。

また、本県では医療機関における血液製剤の適正使用を図るため、昭和61年度より血液製剤使用適正化普及事業を推進しており、福島県合同輸血療法委員会と連携して委員会を開催し、血液製剤の使用適正化に向けた協議を行いました。

1 献血・供給状況

(1) 献血状況

令和3年度

区分	200mL献血	400mL献血	成分献血	合計
目標(L)	287.00	20,162.00	12,545.00	32,994.00
実績(L)	334.00	20,313.60	13,519.37	34,166.97
達成率(%)	116.4	100.8	107.8	103.6
構成比(%)	1.0	59.5	39.6	100.0

(2) 供給状況

令和3年度

製剤別	献血方法	200mL献血由来	400mL献血由来	成分献血由来	合計 (バッグ)	200mL 単位換算	構成比 (%)
		0	0	0	0	0	0
赤血球	照射人全血液 - L R	0	0	0	0	0	0.0
	照射赤血球液 - L R	1,713	51,006	0	52,719	103,725	44.9
	照射洗浄赤血球液 - L R	0	25	0	25	50	0.0
	照射解凍赤血球液 - L R	0	6	0	6	12	0.0
	照射合成血液 - L R	0	0	0	0	0	0.0
小計		1,713	51,037	0	52,750	103,787	45.0
新鮮凍結血漿 - L R		357	10,510	1,059	11,926	25,613	11.0
照射濃厚血小板 - L R		0	0	10,532	10,532	105,385	44.0
合計		2,070	61,547	11,591	75,208	234,785	100.0

2 月別及び施設別の献血状況

(1) 月別

令和3年度

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
200mL	56	103	203	162	135	137	211	221	179	123	41	99	1,670
400mL	4,264	4,326	4,321	3,910	4,079	4,213	4,306	4,319	4,433	4,340	4,058	4,215	50,784
成分	1,814	2,103	2,056	2,081	2,093	2,081	1,982	1,939	1,929	1,963	1,895	1,867	23,803
合計	6,134	6,532	6,580	6,153	6,307	6,431	6,499	6,479	6,541	6,426	5,994	6,181	76,257

(人)

(2) 施設別

令和3年度

区分	移動採血車	血液センター	郡山駅出張所	合計
200mL	1,308	116	246	1,670
400mL	39,724	5,276	5,784	50,784
成分	—	12,685	11,118	23,803
合計	41,032	18,077	17,148	76,257

(人)

3 高等学校献血における献血状況

令和3年度

区分	高等学校	実施高校数	実施率	在校生徒数	献血者数	実施率	2回以上実施回数
県立高校	83	11	13.3	35,293	341	1.0	1
私立高校	18	10	55.6	10,354	684	6.6	3
合 計	101	21	20.8	45,647	1,025	2.2	4

4 献血出前講座等開催状況

	合 計	内 訳
献血出前講座 ※1	2件 (624人)	相双 2件 (624人)
献血セミナー ※2	33件 (517人)	福島管内 30件 (423人) 会津管内 2件 (92人) いわき管内 1件 (2人)

※1 保健福祉事務所(保健所)が開催 ※2 福島県赤十字血液センターが開催

5 過去6年の献血・供給状況

年度	区分	目標 (人)	実績 (人)	目標達成率 (%)	供給数 (単位)
24		87,210	91,657	105.1	276,181

年度	区分	目標量 (L)	実績 (L)	目標達成率 (%)	供給数 (単位)
28	※	30,154	31,188.40	103.4	258,732
29	※	29,829	30,943.15	103.7	265,627
30	※	30,841	31,182.00	101.1	255,964
元	※	31,989	34,317.20	107.3	250,132
2	※	33,354	34,282.40	102.8	232,699
3	※	32,994	34,166.97	103.6	235,382

※献血人数及び献血量の2つの指標による献血目標を、平成27年度以降は献血量のみの1つの指標に変更した。

6 愛の血液助け合い運動月間における事業状況

期間 令和3年7月1日～31日

内容 ア 街頭キャンペーン 県内13市を中心に実施(期間中の献血者 6,153人)

イ 啓発資料 ポケットティッシュ、ポスター、チラシ等

ウ 広報 テレビ、ラジオ、ホームページ、県公式ツイッター、新聞、広報紙、広報車等

エ 知事メッセージ 県内59市町村に対し、知事メッセージの伝達

7 福島県献血推進協議会の開催状況

開催年月日	議事	備考
令和4年2月8日 書面開催	(1) 令和3年度献血推進計画進捗状況について (2) 令和3年度献血・供給及び原料血漿確保状況等について (3) 令和4年度献血・供給及び原料血漿確保見込みについて (4) 令和4年度献血推進計画(案)について (5) 令和4年度献血推進計画 新旧対照表 (6) 令和4年度市町村献血目標(案)	

8 血液製剤使用適正化普及事業実施状況

開催年月日	開催地区	参加人数	参加対象	講師
令和3年度 「福島県合同輸血療法 委員会研修会」	—	—	医師 薬剤師 看護師 臨床検査技師 行政関係者	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。
令和3年度 「自己血輸血講習会」	—	—		新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止とした。

9 献血功労表彰

① 厚生労働大臣表彰状（3団体）

保健所	受賞団体名	年月日
県 中	岩通マニュファクチャリング株式会社	
県 南	福島県厚生農業協同組合連合会 埼厚生病院	令和3年9月9日
相 双	藤倉コンポジット株式会社 原町工場	

② 厚生労働大臣感謝状（12団体）

保健所	受賞団体名	年月日
県 北	三井ミーハナイト・メタル株式会社 伊達製鋼所	令和3年9月9日
県 北	アサヒ電子株式会社	
県 中	石川町建設協力会	
県 中	石川町役場	
県 中	下田工業株式会社 福島工場	
県 中	東北ミドリ安全工業株式会社	
県 中	東洋シャフト株式会社 福島工場	
県 南	株式会社スズキ製作所	
福 島 市	株式会社阿部紙工	
福 島 市	西濃運輸株式会社 福島支店	
福 島 市	東開工業株式会社	
いわき市	小名浜建設業協同組合	

③ 県知事感謝状（10団体）

保健所	受賞団体名	年月日
県 北	日立Astemo株式会社 福島工場	令和3年10月14日
県 北	伊達地方衛生処理組合	
県 北	福島太陽誘電株式会社	
県 中	東北電力ネットワーク株式会社須賀川電力センター	
県 中	八重洲無線株式会社須賀川工場	
県 中	株式会社ヨコハマモーターセールス	
県 南	赤沢工業団地自治会	
相 双	日本オートマチックマシン株式会社原町事業所	
福 島 市	福島グリーンライオンズクラブ	
いわき市	常磐興産株式会社スパリゾートハワイアンズ	

10 市町村別献血状況（令和3年度）

区分	献血量 L	内訳		達成率 %	献血者数 人	対人口比 %
		200mL L	400mL L			
福島市保健所	2,180.8	43.2	2,137.6	84.7	5,560	3.4
福島市	2,180.8	43.2	2,137.6	84.7	5,560	3.4
県北保健福祉事務所	1,558.2	7.0	1,551.2	97.7	3,913	3.9
川俣町	76.0	0.0	76.0	77.2	190	3.0
伊達市	462.8	5.2	457.6	94.9	1,170	3.7
桑折町	89.0	0.2	88.8	91.7	223	3.8
国見町	80.0	0.0	80.0	113.3	200	4.6
二本松市	532.4	1.2	531.2	110.3	1,334	4.5
大玉村	88.0	0.0	88.0	104.9	220	4.3
本宮市	230.0	0.4	229.6	83.8	576	3.3
郡山市保健所	2,822.2	101.0	2,721.2	93.3	7,308	3.8
郡山市	2,822.2	101.0	2,721.2	93.3	7,308	3.8
県中保健福祉事務所	1,654.6	9.4	1,645.2	98.7	4,160	3.8
須賀川市	676.6	3.4	673.2	97.9	1,700	3.8
田村市	318.8	0.8	318.0	110.8	799	4.1
三春町	111.6	0.0	111.6	80.7	279	2.9
小野町	97.6	0.4	97.2	117.7	245	4.6
鏡石町	123.8	0.2	123.6	108.2	310	4.4
天栄村	35.0	0.2	34.8	82.9	88	3.1
石川町	128.4	4.4	124.0	108.3	332	4.2
玉川村	30.8	0.0	30.8	56.1	77	2.1
平田村	46.8	0.0	46.8	94.5	117	3.6
浅川町	48.8	0.0	48.8	88.2	122	3.6
古殿町	36.4	0.0	36.4	90.2	91	3.7
県南保健福祉事務所	1,480.0	10.8	1,469.2	117.8	3,727	4.8
白河市	560.0	7.2	552.8	103.4	1,418	4.2
西郷村	399.8	2.2	397.6	195.4	1,005	8.3
泉崎村	46.0	0.0	46.0	83.6	115	3.4
中島村	57.6	0.0	57.6	129.9	144	5.3
矢吹町	135.4	0.2	135.2	91.6	339	3.6
棚倉町	133.0	0.6	132.4	110.3	334	4.5
矢祭町	45.6	0.0	45.6	97.3	114	4.2
塙町	67.6	0.4	67.2	98.7	170	4.1
鮫川村	35.0	0.2	34.8	130.7	88	6.0
会津保健福祉事務所	2,342.0	14.8	2,327.2	123.8	5,892	4.8
会津若松市	1,251.0	11.0	1,240.0	126.3	3,155	4.8
磐梯町	34.4	0.0	34.4	119.5	86	5.1
猪苗代町	134.2	2.6	131.6	122.4	342	5.1
喜多方市	414.6	0.6	414.0	117.6	1,038	4.5

区分	献血量 L	内訳		達成率 %	献血者数 人	対人口比 %
		200mL L	400mL L			
北塩原村	40.4	0.0	40.4	180.0	101	7.6
	38.6	0.2	38.4	97.7	97	3.9
	171.0	0.2	170.8	133.9	428	5.5
	32.8	0.0	32.8	110.3	82	5.3
	23.2	0.0	23.2	107.3	58	4.2
	147.8	0.2	147.6	106.7	370	3.9
	19.6	0.0	19.6	189.3	49	8.9
	23.6	0.0	23.6	212.0	59	8.8
昭和村	10.8	0.0	10.8	123.8	27	6.1
南会津保健福祉事務所	209.0	11.0	198.0	109.6	550	4.8
南会津町	122.4	10.0	112.4	107.4	331	4.8
	35.0	0.2	34.8	87.5	88	3.8
	8.8	0.0	8.8	161.8	22	8.0
	42.8	0.8	42.0	136.8	109	6.0
相双保健福祉事務所	1,047.6	11.6	1,036.0	120.7	2,648	5.0
南相馬市	570.6	4.6	566.0	120.6	1,438	5.1
	415.0	5.8	409.2	128.0	1,052	5.1
	62.0	1.2	60.8	87.4	158	3.6
	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0.0
いわき市保健所	2,444.4	50.4	2,394.0	85.1	6,237	3.3
いわき市	2,444.4	50.4	2,394.0	85.1	6,237	3.3

飯館村	28.8	0.0	28.8	—	72	—
広野町	54.6	2.2	52.4	—	142	—
楢葉町	61.8	0.2	61.6	—	155	—
富岡町	102.4	0.0	102.4	—	256	—
川内村	35.6	0.0	35.6	—	89	—
大熊町	96.8	0.0	96.8	—	242	—
双葉町	2.4	0.0	2.4	—	6	—
浪江町	30.0	0.0	30.0	—	75	—

※飯館村、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町においては、一部移動採血車の受入れが可能となつたため配車している。

合計	16,151.2	261.6	15,889.6	101.3	41,032	4.0
----	----------	-------	----------	-------	--------	-----

※「対人口比(%)」は令和2年10月1日現在における15~64歳の現住人口に対する比率である。

第5衛生検査

(概況)

近年、科学技術の進歩に伴い、試験検査内容も一段と複雑化しており、検査データについても高い精度が要求されています。

また、鳥インフルエンザ等の新興感染症、炭疽菌等を想定したバイオテロ及び食品への残留農薬基準超過や食品への医薬品成分等混入など、県民の健康危機管理に直面した社会問題が浮き彫りとなり、検査機関の果たすべき役割もますます重要になっています。

そこで、より迅速かつ信頼性の高い検査データを提供するために、平成16年4月1日より、県内6保健所の検査機能を衛生研究所に一元化し、本所と県中・会津・相双の3支所体制としました。その後、平成18年4月1日より相双支所を廃止し、2支所体制としています。

なお、平成23年10月より、原発事故を受けてゲルマニウム半導体検出器及び放射能検査室を整備し、加工食品及び飲料水中の放射性物質検査を実施しています。

また、民間検査機関における検査精度の向上をはかるため、試験検査精度管理事業及び衛生検査精度管理事業を実施しています。

1 事業の推進

(1) 試験検査の実施(衛生研究所)

① 微生物検査	9,316件(有料)	148 無料	9,168)
② 食品衛生関係検査	1,193件(有料)	6 無料	1,187)
		(うち放射性物質検査	869)
③ 臨床学的検査	532件(有料)	0 無料	532)
④ 水質検査	1,465件(有料)	68 無料	1,397)
		(うち放射性物質検査	1,397)
⑤ 環境関係検査	167件(有料)	0 無料	167)
⑥ その他	306件(有料)	3 無料	303)

(2) 研修(衛生研究所)

衛生検査技術専任者研修(微生物コース、理化学コース)、衛生研究所研究発表会、GLP研修及び伝達研修は、新型コロナウイルス感染症の発生により開催を見合わせました。

研修の名称	研修期間	研修人員	実施場所	備考
転入者及び初任者対象GLP研修	1日間×1回	13名	本所	
衛生検査技術初任者研修(細菌コース)	2日間×1回	6名	本所	
衛生検査技術初任者研修(理化学コース)	2日間×1回	6名	本所	
新型コロナウイルス検査初任者研修	1日間×1回	2名	本所	

※その他、各種学会・研修会への参加あり

(3) GLP^{*}への対応(衛生研究所)

衛生研究所で行う検査は、すべて「福島県衛生研究所業務管理要領」に基づき実施しています。

*GLP (Good Laboratory Practice) とは、検査の信頼性を確保するためのシステムであり、平成9年の食品衛生法等改正により食品衛生検査施設への導入が義務付けられた。なお、平成28年度より感染症法の改正をうけて、食品検査のみではなく、当所で行われるすべての検査にGLPを導入した。

このシステムを遵守して実施された検査及び検査データの信頼性は、客観的、科学的に保証されるものである。

(4) 調査研究事業(衛生研究所)

保健衛生、食品衛生及び生活環境等に係る諸問題の科学的解決策を見いだし、地域保健対策を効果的に推進するために実施した。

令和3年度調査研究事業費

- ① 農産物等の残留農薬検査における妥当性評価と検査法の検討
- ② レジオネラ属菌の迅速検査法の検討

(5) 福島県試験検査精度管理事業

福島県試験検査精度管理事業実施要綱に基づき、衛生研究所本所・2支所、環境創造センター、中核市保健所3施設、市環境監視・環境保全センター2施設、上下水道事業所6施設及び民間検査機関17施設を対象に理化学検査(I)、理化学検査(II)、食品化学検査、細菌検査(I)及び細菌検査(II)の5部門について、外部精度管理調査を実施した。

部門別検討会及び試験検査技術発表会は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、事業体制の確保が困難であったことから事業実施を見合わせた。

区分	外部精度管理調査
実施日	令和3年8月2日
摘要要	5部門 24機関参加

(6) 福島県衛生検査精度管理事業

医療における衛生検査の重要性に鑑み、衛生検査所の検査精度の質的向上を図ることにより、県民に適切な医療サービスを提供することを目的として事業を実施した。

平成18年度からはブラインド方式調査※1の一方式に特化して実施した外部精度管理調査の結果と福島県臨床衛生検査技師会が行っているオープン方式※2で実施した精度管理調査の結果から、各衛生検査所の検査業務の問題点を実質的に把握し、適切な指導を行った。

区分	精度管理調査	立入調査
	ブラインド方式	
実施日	令和3年11月～令和3年12月	一
摘要要	4項目 8施設※3	未実施※4

※1 各衛生検査所の契約医療機関から調査用検体である旨を伝えずに検査依頼し、その結果を評価する外部精度管理調査

※2 あらかじめ調査用検体である旨を伝えて実施する外部精度管理調査

※3 福島市管轄3施設、郡山市管轄2施設、いわき市管轄2施設を含む

※4 新型コロナウイルス感染症の影響により未実施

2 衛生研究所における検査実施状況（令和3年度）

総検査件数	一般依頼検査		行政検査		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
微生物検査	148	228,190	9,168		9,316	228,190
食品衛生関係検査	6	39,990	1,187		1,193	39,990
臨床学的検査	0	0	532		532	0
水質検査	68	456,050	1,397		1,465	456,050
環境関係検査	0	0	167		167	0
その他	3	3,540	303		306	3,540
合計	225	727,770	12,754		12,979	727,770

3 検査件数の推移

総検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
29年度	473	11,632	12,105
30年度	445	11,270	11,715
R元年度	316	9,054	9,370
R2年度	340	16,432	16,772
R3年度	225	12,754	12,979
微生物検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
29年度	261	1,084	1,345
30年度	223	806	1,029
R元年度	160	941	1,101
R2年度	222	10,096	10,318
R3年度	148	9,168	9,316
食品衛生関係検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
29年度	13	4,157	4,170
30年度	14	3,573	3,587
R元年度	10	1,826	1,836
R2年度	6	1,478	1,484
R3年度	6	1,187	1,193
臨床学的検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
29年度	0	937	937
30年度	0	1,563	1,563
R元年度	3	1,478	1,481
R2年度	1	583	584
R3年度	0	532	532
水質検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
29年度	197	4,774	4,971
30年度	198	4,729	4,927
R元年度	141	4,275	4,416
R2年度	111	3,901	4,012
R3年度	68	1,397	1,465
環境関係検査	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
29年度	0	196	196
30年度	0	168	168
R元年度	0	168	168
R2年度	0	134	134
R3年度	0	167	167
その他	一般依頼検査件数	行政検査件数	合計
29年度	2	484	486
30年度	10	431	441
R元年度	2	366	368
R2年度	0	240	240
R3年度	3	303	306

4 衛生検査所一覧

令和4年3月末日現在（中核市を含む）

第6 福島県の温泉の概況

(概況)

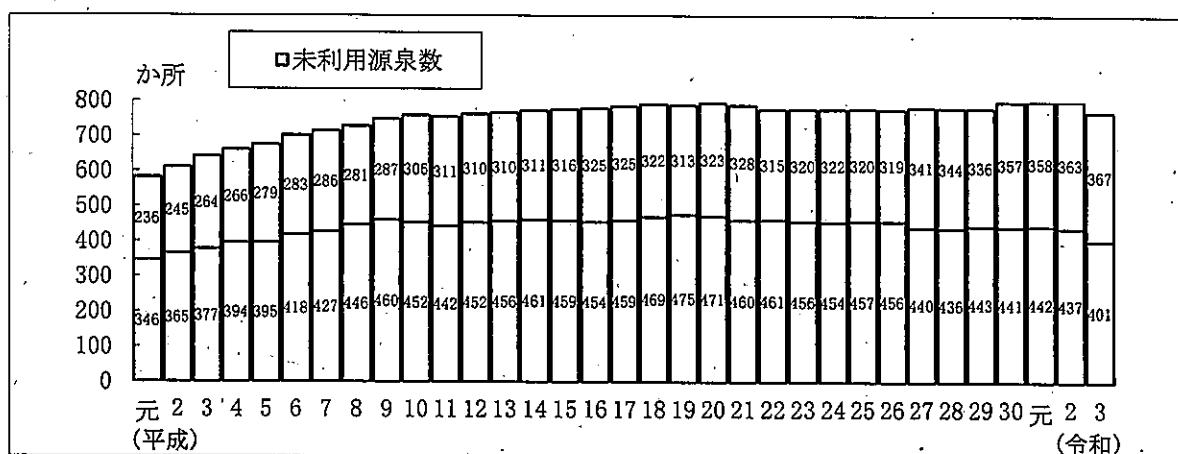
本県は、山・海・湖・川といった豊かな自然とともに、多くの温泉を有する全国有数の温泉県です。

県内には、768か所に源泉があり、そのゆう出量は、毎分約76,956Lとなっています。それらの源泉の所在地は、59市町村中53市町村（令和4年3月末現在）に点在し、ほぼ県内全域に分布しています。それぞれの源泉の泉質も地域によって様々であり、強酸性から強アルカリ性、成分も単純泉から硫黄泉、放射能泉まで実に多種多様です。最近では、古くからの有名温泉地に加え、地方自治体や公益法人等による保養・療養目的の入浴施設が造られ、多くの地域住民や観光客に利用されています。また、都市部においては大深度の掘削により温泉がゆう出しておらず、それらを利用した温泉施設が賑わいをみせています。

しかし、景気低迷の影響等で宿泊利用人員は年々減少傾向を示しており、平成23年度は東日本大震災の影響で大幅な減少となつたが、少しずつ回復傾向にあります。

(温泉数の推移)

平成元年より源泉総数は増加傾向にあったが、ここ数年は横ばい状態であり、源泉総数に占める未利用源泉数も横ばい状態で推移しています。



源泉数 768か所

(令和4年3月末現在)

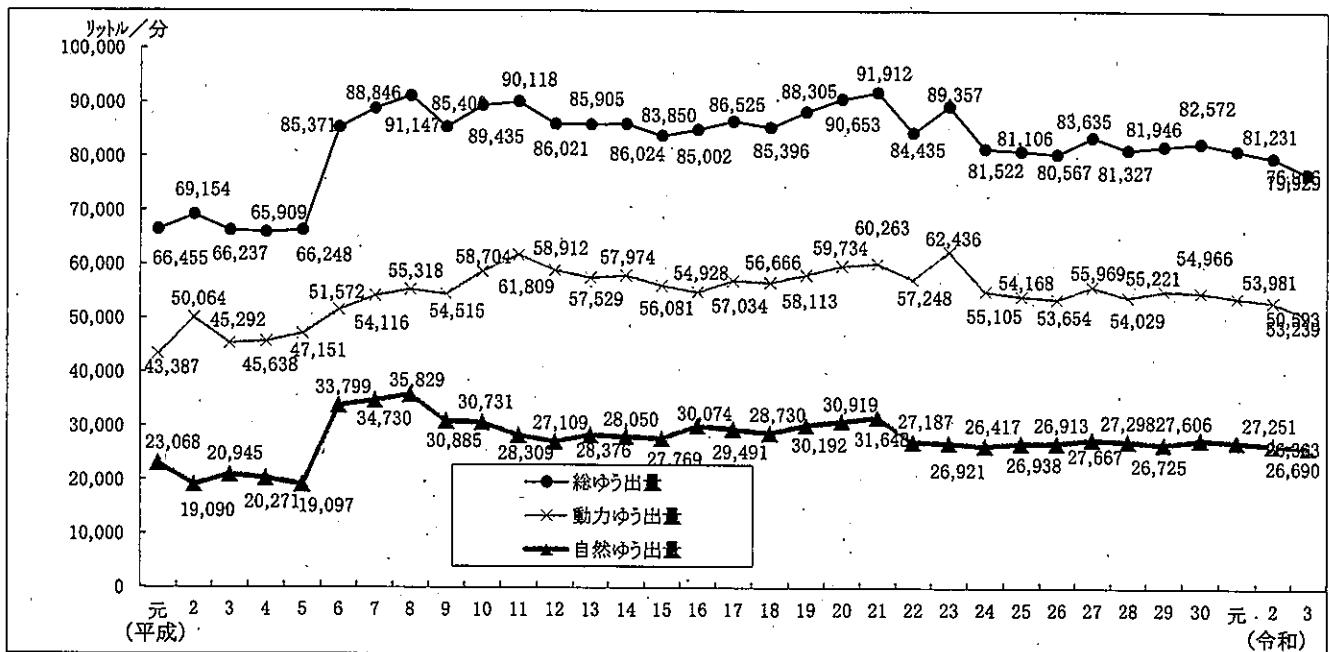
利 用 源 泉 401 (52.2%)		未 利 用 源 泉 367 (47.8%)	
自噴 115 (15.0%)	動力装置 286 (37.2%)	自噴 125 (16.3%)	動力装置 242 (31.5%)

温度別源泉数 (温度測定可能な源泉のみ) 515源泉 (令和4年3月末現在)

42℃以上 243 (47.2%)	25~42℃ 161 (31.3%)	25℃未満 99 (19.2%)	ガス・水蒸気 12 (2.3%)
-------------------	--------------------	------------------	------------------

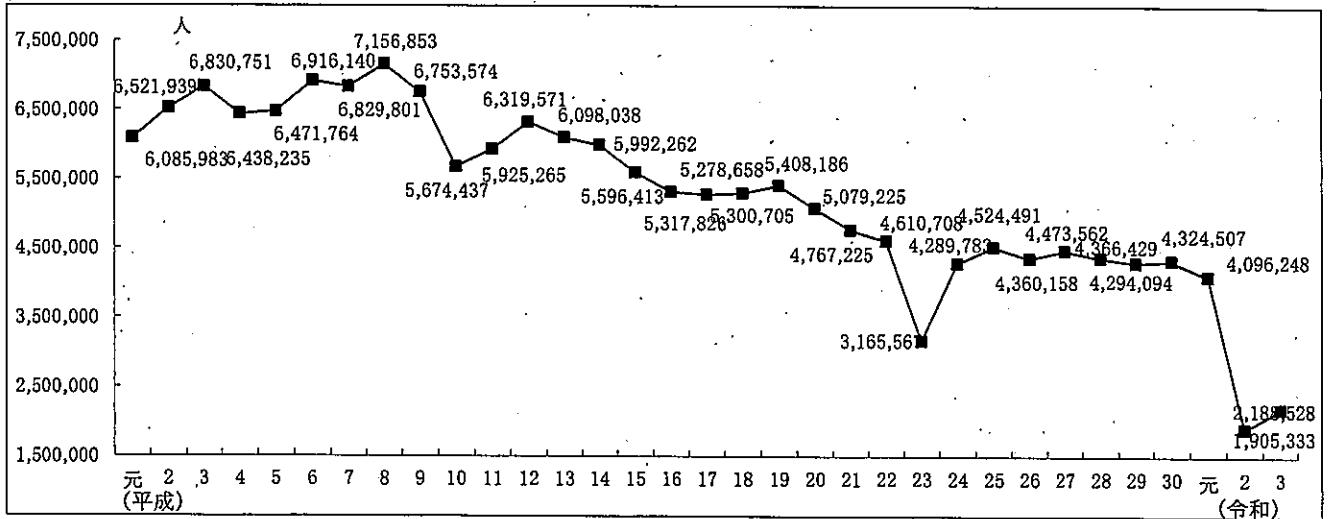
(温泉ゆう出量の推移)

総ゆう出量、動力ゆう出量、自然ゆう出量ともに、ここ数年ほぼ横ばいとなっています。



(年度延宿泊利用人員の推移)

平成19年度より若干減少しており、平成23年度は東日本大震災の影響で落ち込んだものの、その後、400万人を越える程度までに回復したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込んでいます。



1 温泉法に基づく行政処分状況

新規掘削、動力装置設置の許可申請については、ここ数年、減少傾向にある。温泉利用許可申請についても、令和3年度は前年度と比較して回復傾向にある。

区分 年度	新規掘削			増掘			動力装置			温泉利用						承 継	法9条処分		原状 回復命令
										浴用			飲用				取 消	命 令	
	申 請	許 可	不 許 可																
H元	48	48	0	1	1	0	23	23	0	151	151	0	0	0	0	—	0	0	0
2	41	40	0	0	0	0	28	28	0	118	118	0	1	1	0	—	0	0	0
3	30	29	0	2	2	0	26	26	0	155	155	0	1	1	0	—	6	0	0
4	20	19	0	4	4	0	18	18	0	155	155	0	1	1	0	—	1	0	0
5	17	17	0	0	0	0	24	24	0	144	144	0	0	0	0	—	4	0	0
6	11	11	0	0	0	0	16	16	0	183	183	0	0	0	0	—	1	0	0
7	19	19	0	2	2	0	17	17	0	186	186	0	1	1	0	—	0	0	0
8	14	14	0	0	0	0	11	11	0	170	170	0	0	0	0	—	0	0	0
9	11	11	0	0	0	0	10	10	0	138	138	0	0	0	0	—	0	0	0
10	2	2	0	0	0	0	6	6	0	126	126	0	2	2	0	—	1	0	0
11	17	17	0	0	0	0	8	8	0	124	124	0	0	0	0	—	0	0	0
12	9	9	0	1	1	0	7	7	0	61	61	0	0	0	0	—	1	0	1
13	9	9	0	0	0	0	5	5	0	79	79	0	1	1	0	—	3	0	0
14	8	8	0	0	0	0	7	7	0	92	92	0	3	3	0	—	0	0	0
15	10	10	0	1	1	0	4	4	0	119	119	0	0	0	0	—	0	0	0
16	6	6	0	0	0	0	10	10	0	177	177	0	4	4	0	—	0	0	0
17	11	11	0	1	1	0	8	8	0	219	219	0	2	2	0	—	0	0	0
18	12	12	0	4	4	0	7	7	0	167	167	0	1	1	0	—	0	0	0
19	6	6	0	0	0	0	9	9	0	130	130	0	1	1	0	9	1	0	0
20	7	7	0	0	0	0	5	5	0	114	114	0	1	1	0	3	0	0	1
21	7	7	0	0	0	0	7	7	0	118	118	0	2	2	0	3	0	0	0
22	3	3	0	0	0	0	1	1	0	90	90	0	3	3	0	15	0	0	0
23	4	4	0	0	0	0	11	11	0	88	88	0	0	0	0	17	0	0	0
24	5	5	0	0	0	0	6	6	0	42	42	0	1	1	0	29	0	0	0
25	7	7	0	0	0	0	5	5	0	74	74	0	0	0	0	10	0	0	0
26	3	3	0	0	0	0	2	2	0	101	101	0	0	0	0	25	0	0	0
27	7	7	0	0	0	0	3	3	0	64	64	0	1	1	0	28	0	0	0
28	7	7	0	1	1	0	3	3	0	71	69	0	0	0	0	11	0	0	0
29	3	3	0	0	0	0	5	5	0	55	57	0	1	1	0	29	0	0	0
30	5	5	0	0	0	0	8	8	0	109	109	0	11	11	0	5	0	0	0
R元	3	3	0	0	0	0	6	6	0	111	111	0	0	0	0	19	0	0	0
2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	41	41	0	0	0	0	13	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	1	1	0	78	78	0	0	0	0	9	0	0	0

2 自然環境保全審議会温泉部会開催状況

温泉法第32条の規定により、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可申請に対し、福島県自然環境保全審議会温泉部会を開催しました。

令和3年度

回	開 催 日	審 議 件 数			
		掘 さ く	増 掘	動 力 装 置	計
第78回	令和3年11月29日	0 件	0 件	1 件	1 件
計 1 回	合 計	0 件	0 件	1 件	1 件

3 福島県温泉保護利用対策要綱に基づく指定地域

(平成29年3月31日改正)

区 分	該 当 す る 温 泉 地		
	中 通 り 方 部	会 津 方 部	浜 通 り 方 部
温泉保護地域	飯坂、土湯、磐梯熱海、郡山 市逢瀬町多田野	東山	
温泉準保護地域	天王寺・穴原、高湯、岳、小 町、湯沢の湯、天栄の湯、羽 鳥、母畑、甲子	横向、沼尻・中ノ沢、川上、 翁島、芦ノ牧、大塩・裏磐 梯、熱塩、柳津、玉梨・八 町、昭和、湯倉・橋立、大 塩、滝沢、西山、宮下、早 戸、沼沢、湯野上、湯ノ花、 木賊、檜枝岐、南郷、只見	常磐湯本
一般 地 域	上記以外の地域		

4 温泉の利用状況

(1) 浴用・飲用

管轄保健所	市町村数	宿泊施設有温泉地数	源泉総数 A+B	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量(L/分)		飲用許可施設数	宿泊施設数	収容定数	年度延宿泊利用人数 (C)	温泉利用公衆浴場施設数	国民保養温泉地年度延宿泊利用人数
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃～42℃	42℃以上	水蒸気・ガス	自噴	動力						
県北	6	7	24	2	7	6	9	8	2	5	0	1,236.5	854.3	1	17	2,072	125,866	11	85,754
県中	9	19	77	23	31	5	18	28	18	30	0	783.5	4,729.5	6	60	3,499	179,979	19	0
県南	9	18	68	7	25	7	29	3	20	11	0	389.4	4,526.6	2	29	2,887	123,133	24	9,649
会津	12	29	215	27	76	36	76	15	36	85	0	16,819.2	10,653.5	4	140	19,669	754,495	47	0
南会津	4	10	66	13	26	13	14	4	13	35	0	1,271.9	3,491.9	2	70	3,485	114,982	19	0
相双	10	8	26	0	7	6	13	7	17	0	0	84.4	2,700.5	0	10	827	28,052	11	0
福島市	1	9	159	38	38	43	40	0	11	53	12	5,467.8	4,592.9	1	74	9,090	259,788	21	126,443
郡山市	1	13	82	5	46	6	25	14	25	12	0	310.6	9,547.4	1	39	4,341	192,270	25	0
いわき市	1	15	51	0	30	3	18	20	19	12	0	0.0	9,496.5	2	40	6,941	409,963	19	0
計	53	128	768	115	286	125	242	99	161	243	12	26,363.2	50,593.1	19	479	52,811	2,188,528	196	221,846

(2) 他目的利用

管轄保健所	市町村数	温泉地数	源泉総数 A+B	利用源泉数 (A)		未利用源泉数 (B)		温度別源泉数				湧出量(L/分)		飲用許可施設数	宿泊施設数	収容定数	年度延宿泊利用人数 (C)	温泉利用公衆浴場施設数	国民保養温泉地年度延宿泊利用人数
				自噴	動力	自噴	動力	25℃未満	25℃～42℃	42℃以上	水蒸気・ガス	自噴	動力						
県中	2 [2]	2 (0)	2 (0)	1 (0)	1 (0)			1 (0)	1 (0)			110	170.6	—	—	—	—	—	—
会津	4 [4]	4 (1)	30 (1)	24 (1)	1 (0)	5 (0)			2 (0)	1 (1)	22 (0)	13,519 (13,400) (地熱発電の 228.5t/h除く)	600.0	—	—	—	—	—	—
福島市	1 [1]	3 (3)	8 (7)	5 (4)	3 (3)				1 (1)	7 (6)		1,250.5 (1,077.9)	271.5 (271.5)	—	—	—	—	—	—
いわき市	1 [1]	3 (2)	3 (2)		3 (2)				2 (1)	1 (1)			5,485 (5,295)	—	—	—	—	—	—
計	8 [8]	12 (6)	43 (10)	30 (5)	8 (5)	5 (0)	0	1 (0)	6 (2)	9 (8)	22	14,920.5 (14,518.9)	6,527.1 (5,560.3)	—	—	—	—	—	—
合計	53	—	800	141	296	130	233	97	176	252	34	26,689.6	51,553.7	19	479	52,811	2,188,528	196	221,846

※ [] 数は浴用・飲用分の温泉がある場合、内数として再掲

※ () 数は浴用・飲用にも供される温泉がある場合、内数として再掲

資料

◎令和4年度薬務課事務分掌

薬事・温泉担当 024-521-7232

分掌事務	
1 福島県薬事審議会に関すること 2 地域におけるかかりつけ薬剤師・薬局の機能強化及び薬剤師確保等に係る支援事業に関すること 3 多職種連携による薬局／薬剤師の在宅医療サービス推進事業に関すること 4 医薬分業に関すること 5 薬剤師法に関すること 6 薬剤師、臨床検査技師等の免許事務に関すること 7 薬学生実務実習に関すること 8 薬事経済調査等に関すること 9 「薬と健康の週間」に関すること 10 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に関すること（血液製剤使用適正化に関することを含む） 11 国有ワクチン及びその他のワクチン等の供給に関すること 12 災害時医薬品等の備蓄、災害時における対応等に関すること 13 温泉法に関すること 14 福島県自然環境保全審議会温泉部会に関すること 15 衛生研究所に関すること 16 試験検査精度管理事業に関すること 17 保健福祉部試験研究技術会議等に関すること 18 衛生検査精度管理指導対策事業に関すること 19 各種表彰に関すること 20 公益法人等業務関係団体の育成指導に関すること 21 予算、決算、経理及び庶務に関すること 22 新型コロナウイルス感染症の行政検査に係る民間検査機関との調整及び委託契約に関すること	

審査・試験担当 024-521-7233

分掌事務	
1 医薬品医療機器等法に関すること 2 薬局、医薬品販売業、医療機器販売業・貸与業の許可等に関すること 3 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の製造販売業及び製造業の許可等に関すること 4 医療機器修理業の許可等に関すること 5 医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売後安全管理（G V P）及び品質管理（G Q P）に関すること 6 医療機器の製造販売後安全管理（G V P）及び品質管理（Q M S）に関すること 7 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理（G M P）に関すること 8 公的試験検査機関（O M C L）に関すること 9 認定薬局制度に関すること 10 登録販売者試験に関すること 11 薬局機能情報公表制度に関すること 12 医薬品等製造関係の講習会等に関すること 13 次世代医療産業集積プロジェクト企画運営委員会・推進会議に関すること 14 副物及び劇物取締法に関すること 15 副物劇物営業者等の登録等に関すること 16 副物劇物取扱者試験に関すること 17 臨床検査技師等法に関すること 18 「放射線と健康」理解促進事業に関すること 19 避難地域薬局再開支援事業及び薬剤師研修等支援事業に関すること 20 がん診療連携拠点病院の薬局薬剤師研修支援事業に関すること 21 在宅医療エキスパート薬剤師人材育成強化事業及び無菌調剤室整備支援事業に関すること 22 後発医薬品の普及啓発に関すること 23 新型コロナウイルス感染症に係る集合契約に関すること	

分掌事務

- 1 薬事監視指導（医薬品等広告の適正指導を含む）に関すること
- 2 毒物劇物監視指導に関すること
- 3 薬事監視員の研修・講習会に関すること
- 4 麻薬四法に関すること
- 5 覚醒剤等薬物事犯の捜査に関すること
- 6 福島県薬物乱用対策推進本部に関すること
- 7 「ダメ。ゼッタイ。」福島県普及運動に関すること
- 8 薬物乱用防止指導員に関すること
- 9 薬物乱用防止教室に関すること
- 10 「地域で育む」薬物乱用防止意識醸成事業に関すること
- 11 薬物関連問題相談事業及び再乱用防止に関すること
- 12 麻薬等の免許事務に関すること
- 13 調剤事故・調剤過誤に関すること
- 14 医薬品等苦情相談事業に関すること
- 15 医薬品副作用被害救済制度に関すること
- 16 監視指導に係る統計事務に関すること
- 17 P I C / S 等 G M P 調査当局会議に関すること（査察員の教育訓練を含む）
- 18 G M P / Q M S 調査品質管理監督システムに関すること
- 19 認知症対応薬局推進事業に関すること
- 20 新型コロナウイルス感染症に係る検査機器の医療機関との調整及び委託契約に関すること

監視員等配置状況

(令和3年4月1日現在)

区分		薬事監視員	毒物劇物監視員	覚醒剤監視員	麻薬取締員	麻薬立入検査員	採血及び供血あつせん立入検査員
本庁	薬剤師	9	9	9	2	9	9
	一般事務	0	0	0	0	0	0
	計	9	9	9	2	9	9
保健所	薬剤師(上記以外の技術吏員を含む)	27	27	27	0	27	27
	一般事務	0	0	0	0	0	0
	計	27	27	27	0	27	27
衛生研究所	薬剤師(上記以外の技術吏員を含む)	3	0	0	0	0	0
	一般事務	0	0	0	0	0	0
	計	3	0	0	0	0	0
計	薬剤師(上記以外の技術吏員を含む)	39	36	36	2	36	36
	一般事務	0	0	0	0	0	0
	計	39	36	36	2	36	36

福島県薬事審議会条例

(昭和36年3月31日 福島県条例第5号)

改正 昭和44年3月20日条例第21号

昭和47年3月25日条例第19号

平成16年12月24日条例第88号

平成26年10月3日条例第80号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第3条の規定に基づき、福島県薬事審議会の設置、組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 知事の諮問に応じ、薬事に関する重要事項を調査審議させるため、福島県薬事審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第4条 審議会の委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

- (1) 薬事関係の団体を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 福島県職員

2 前項第1号又は第2号に掲げる者のうちから委嘱された委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項の調査審議が終了したときは、退任するものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前二項の規定の適用については、委員とみなす。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(昭44条例21・旧第8条繰上)

附 則

この条例は、昭和36年5月1日から施行する。

附 則 (昭和44年3月20日条例第21号)

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月25日条例第21号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に薬事関係の団体を代表する者のうちから委嘱されている福島県薬事審議会の委員の任期については、この条による改正後の福島県薬事審議会条例第4条第2項の規定にかかわらず、昭和47年3月31日までとする。

附 則 (平成16年条例第88号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第80号)

この条例は、薬事法等の一部を改正する法律(平成25年法律第84号)の施行の日から施行する。(施行の日=平成26年11月25日)

〈参 考〉

地方薬事審議会に関する事項

1 地方薬事審議会は、都道府県知事の諮問機関として薬事(医療用具に関する事項を含む。以下同じ。)に関する重要事項につき学識経験者、関係業界等の意見をきき、適切な行政運営を行うためのものであるので、法律上は任意設置とされているが、なるべく審議会を設置することが望ましいこと。

2 地方薬事審議会の審議事項としては、おおむね次の事項が考えられること。

- (1) 薬事従事者の研修その他資質の向上に関する事項
- (2) 薬事衛生思想の普及向上に関する事項
- (3) 医薬品等の取扱いの適正に関する事項
- (4) 医薬品等の広告の適正に関する事項
- (5) 農薬等毒物又は劇物による危害防止に関する事項
- (6) 薬用植物の栽培指導等薬用資源の開発に関する事項
- (7) 医薬品等の生産、輸出等の振興助成に関する事項
- (8) 医薬品等の円滑な流通に関する事項
- (9) その他薬事の振興に関する事項

なお、都道府県の実情に応じ、薬事に関する都道府県の固有事務については、これら以外の事項を審議事項としてもさしつかえなく、また、これらの事項のうち必要と思われるもののみを審議事項としてもさしつかえないこと。

ただし、この法律に基づき都道府県知事の権限に属する事務である許可品目の指定等は、審議事項とはならないものであること。

3 地方薬事審議会の委員の数は、各都道府県の実情に応じ適宜定めるものとし、その選出は、学識経験者、薬事関係業界、関係行政機関等の分野から公平に行うこと。

福島県薬事審議会委員名簿

令和3年11月1日現在（五十音順）

	氏名	所属団体	職名
1	青田 知也	(一社)福島県医薬品配置協会	副会長
2	五十嵐 稔	(公社)福島県歯科医師会	専務理事
3	市川 より子	(公社)福島県看護協会	常務理事
4	黒田 純子	公立大学法人福島県立医科大学医学部附属病院	薬剤部長
5	齊藤 麻希	医療創生大学	准教授
6	佐藤 亜希子	奥羽大学	薬学部 准教授
7	佐藤 早苗	福島県消費者団体連絡協議会	役員（会計）
8	高橋 民子	(一財)福島県婦人団体連合会	
9	東條 賢治	(一社)福島県薬事工業協会	理事長
10	富田 哲	福島大学	教育推進機構 特任教授
11	長岐 昇	福島県医薬品卸組合	東北アルフレッサ（株） 薬事室長
12	芳賀 智子	ファーロス薬局福島駅前	薬局長
13	廣木 克俊	(一社)福島県医薬品登録販売者協会	
14	町野 紳	(一社)福島県薬剤師会	会長
15	矢吹 孝志	(一社)福島県医師会	副会長

福島県薬物乱用対策推進本部要綱

(設置目的)

第1条 薬物乱用防止対策について関係諸機関等相互の密接な連携を図ると共に総合的かつ効果的な対策を推進するため、福島県薬物乱用対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 薬物乱用防止に関する啓発、指導
- (2) 薬物乱用防止に関する情報交換及び相互連絡
- (3) その他薬物乱用防止対策に関する必要事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則で定める第2順位副知事の職にある者をもってあてる。
- 3 副本部長は、保健福祉部長をもってあてる。
- 4 本部長が、必要と認める時は、下部組織を置くことができる。
- 5 本部員は、次に掲げるもののうちから本部長が委嘱または指名する。

(1) 県

- (2) 国の出先機関の職員
- (3) その他本部長が適当と認める者

(職務)

第4条 本部長は、本部を総括し、本部会の議長となる。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 本部会は必要に応じて本部長が招集する。

(幹事)

第6条 本部に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから本部長が指名する。
- 3 幹事は、所掌事務について本部員を補佐する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、県保健福祉部健康衛生総室薬務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱の定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和49年11月30日から施行する。

この要綱は、昭和56年 6月23日から施行する。

この要綱は、平成 6年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

福島県薬物乱用対策推進本部員・幹事名簿

(令和3年7月1日現在)

区分	役職名	氏名	備考
本部長	福島県副知事	井出孝利	
副本部長	福島県保健福祉部長	伊藤剛里	
本部員	福島地方検察庁検事	小澤早央	担当検事
"	福島島刑務所長	高川正訓	
"	福島少年鑑別所長	山島ゆか	
"	福島島保護観察所長	門脇太郎	
"	仙台出入国在留管理局郡山派出所長	馬場隆彦	
"	横浜税関小名浜税関支署長	山崎清司	
"	福島海上保安部警備救難課長	菅家幸裕	
"	東北厚生局麻薬取締部長	大瀬眞朗	
"	福島労働局雇用環境・均等室長	富塚博	精神医学座 神講
"	公立大学法人福島県立医科大学教授	矢島文之	
"	福島県市長会事務局長	小安信穎	
"	福島県町村会事務局長	松田清	
"	福島県保健所長	藤井清	担当所長 (県北保健所)
"	公益財団法人福島県暴力追放運動推進センター理事長	加佐稔爾	
"	福島県保健福祉部次長(健康衛生担当)	三浦爾	
"	福島県総務部広報課長	橋和弘	
"	福島県総務部市町村行政課長	林兼一	
"	福島県保健福祉部保健福祉総務課長	我守守	
"	福島県保健福祉部障がい福祉課長	谷川一	
"	福島県保健福祉部食品生活衛生課長	澤賢秀	
"	福島県保健福祉部薬務課長	間部秀	
"	福島県保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課長	阿部淳	
"	福島県保健福祉部こども未来局児童家庭課長	塚信	
"	福島県精神保健福祉センター所長	三哲	
"	福島県商工労働部雇用労政課長	畠啓也	
"	福島県教育庁社会教育課長	川瀬卓	
"	福島県教育庁健康教育課長	佐藤隆	
"	福島県警察本部刑事部組織犯罪対策課長	馬場孝二	
"	福島県警察本部生活安全部少年課長	穴澤浩	

区分	役職名	氏名	備考
幹事	福島県保健福祉部こども未来局こども・青少年政策課 総括主任幹兼副課長	岡田雅子	
"	福島県教育庁健康教育課指導主任	木滑枝	
"	福島県警察本部刑事部組織犯罪対策課補佐	渡部寅	
"	福島県保健福祉部薬務課主幹兼副課長	眞壁勝	

福島県献血推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 献血思想の普及をはかり、献血制度の適正な運営を確保するため、福島県献血推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 献血思想の普及に関すること。
- (2) 採血計画及び血液製剤の供給計画に関すること。
- (3) 献血組織の育成及び献血登録者の確保に関すること。
- (4) 血液製剤の使用適正化に関すること。
- (5) その他献血の推進に関すること。

(組 織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2. 会長は、知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則で定める第2順位副知事の職にある者をもって充て、副会長は、保健福祉部長をもって充てる。
3. 委員は、学識経験を有する者、関係団体、関係行政機関及びその他適当と認められる者とし、別表に掲げる職をもって充てる。
4. 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
5. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第4条 協議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、主宰する。

2. 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(専門委員会)

第5条 協議会に、必要に応じて、特定の事項を協議するために専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会は、会長が指名した協議会委員及びその他必要と認められる者で組織し、当該特定の事項に関する協議が終了したときは解散する。
3. 専門委員会に委員長を置き、専門委員会に属する専門委員のうちから会長が指名する。
4. 委員長は、会長の指揮を受け会務を掌理し、専門委員会の経過及び結果を会長に報告する。
5. 専門委員会の運営、その他に關し必要な事項は、会長が定める。

(幹 事)

第6条 協議会に幹事を置き、別表に掲げる職をもって充てる。

2. 幹事は、会長の命を受けて協議会の事務を行う。

(庶 務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉部健康衛生総室薬務課において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に關し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この要綱は、昭和61年11月6日から施行する。

2. 福島県献血推進会議要綱（昭和46年6月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(別 表)

福島県献血推進協議会委員・幹事名簿

職務	機関・団体等	職名
会長	福島県島	事長
副会長	福島県保健福祉部	副部長
委員	公立大学法人福島県立医科大学附属病院輸血・移植免疫部	知事
"	福島県医師会	長部会
"	福島県病院協会	長部会
"	福島県薬剤師会	長部会
"	福島県商工會議所連合会	長部会
"	福島県工商会連合会	長部会
"	福島県青少年団体会連絡協議会	長部会
"	福島県連合青連年会	長部会
"	福島県婦人団体連合会	長部会
"	日本労働組合総連合会	長部会
"	福島県高等学校協会	長部会
"	福島県立中学校協会	長部会
"	福島県市町村長会	長部会
"	福島県字社教委報	長部会
"	福島県民友新報	長部会
"	福島ジテ福報	長部会
"	福島テレビ	長部会
幹事	福島県保健福祉部健康衛生室総務課	長部会
"	福島県赤十字血液センタ	長部会

福島県血液製剤使用に係わる懇談会設置要綱

(設 置)

第1条 血液製剤の使用の適正化を図るために、福島県血液製剤使用に係わる懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項を検討、協議する。

- (1) 血液製剤の使用適正化の普及に関すること。
- (2) 二次医療圏における血液製剤の使用についての問題点を整理、検討し、医療機関の管理者等と意見交換を行うこと。
- (3) 福島県合同輸血療法委員会の運営に関すること。

(組 織)

第3条 懇談会は、6人以上の委員で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱又は任命する。

- (1) 医療関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 血液事業関係者
- (4) 県担当職員

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 懇談会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故ある時は、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(会議の召集)

第6条 懇談会の会議は、必要に応じ知事が召集する。

(庶 務)

第7条 懇談会の庶務は、福島県保健福祉部健康衛生総室業務課において行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年1月17日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、平成3年度に委嘱又は任命する委員の任期は平成5年3月31日とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月11日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

福島県血液製剤使用に係わる懇談会委員名簿

令和3年7月1日現在

委員名	推薦団体名	勤務先・役職名
今野 修	一般社団法人 福島県医師会	福島赤十字病院
池田 和彦	公立大学法人 福島県立医科大学	公立大学法人福島県立医科大学 輸血・移植免疫学講座 主任教授
菅 桂一	一般社団法人 福島県病院協会	一般財団法人脳神経疾患研究所 附属総合南東北病院 麻酔科 顧問
遠藤 幸恵	公益社団法人 福島県看護協会	公益財団法人湯浅報恩会 寿泉堂綜合病院 科長補佐
渡辺 隆幸	一般社団法人福島県 臨床検査技師会	一般財団法人太田綜合病院附属 太田西ノ内病院 臨床検査部 技師次長
塩川 秀樹	一般社団法人 福島県薬剤師会	竹田綜合病院 薬剤科 科長
神林 裕行	福島県 赤十字血液センター	福島県赤十字血液センター 所長
風間 秀元	福島県	福島県保健福祉部健康衛生総室 薬務課 課長

(委嘱期間・任期: 令和4年4月30日まで)

保健福祉部試験研究技術会議要綱

(趣旨)

第1条 保健福祉部における試験検査・調査研究（以下「試験研究」という。）等の効率的な運営を図るため、保健福祉部試験研究技術会議（以下「技術会議」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 技術会議は、次の事項について審議する。

- (1) 試験研究にかかる計画の企画及び立案に関すること。
- (2) 試験研究の総合調整に関すること。
- (3) 試験研究成果の評価及びその応用、活用に関すること。
- (4) 試験研究に従事する職員の資質向上に関すること。
- (5) その他試験研究機関の体制整備等に関すること。

(組織)

第3条 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 保健福祉部次長（健康衛生担当）
- (2) 保健福祉総室保健福祉総務課、健康衛生総室地域医療課、食品生活衛生課及び薬務課の課長
- (3) 県北保健福祉事務所長
- (4) 衛生研究所長

(議長)

第4条 技術会議に議長を置く。

- 2 議長は保健福祉部次長（健康衛生担当）をもって充てる。
- 3 議長は会議を招集し、技術会議に関する事務を総理する。
- 4 議長に事故があるとき、または議長が不在のときは、あらかじめ議長の指名する者がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 技術会議に事前調整のため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別紙に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は健康衛生総室薬務課の幹事の職にある者を充てる。
- 4 幹事長は幹事会を招集し、その座長となり、幹事会に関する事務を処理する。
- 5 幹事長は、幹事会の審議事項について、特に必要と認めるときは、幹事長が指名した者で構成するワーキンググループを招集することができる。
- 6 幹事長に事故があるときは、幹事長が指名した者がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第6条 議長及び幹事長は、協議上必要があると認めるときは、技術会議及び幹事会に学識経験者、関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 技術会議の庶務は、健康衛生総室薬務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、技術会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月 9日から施行する。
この要綱は、平成12年4月 19日から施行する。
この要綱は、平成12年8月 8日から施行する。
この要綱は、平成13年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成14年4月 16日から施行する。
この要綱は、平成15年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成16年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成17年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成20年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月 3日から施行する。
この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。

別 紙

保健福祉部試験研究技術会議幹事名簿

	所属機関名	充てる職
幹事長	健康衛生総室 薬務課	主幹、副課長又は主任主査
幹 事	保健福祉部	部主幹
幹 事	保健福祉部	企画主幹
幹 事	健康衛生総室 地域医療課	主幹、副課長又は主任主査
幹 事	健康衛生総室 食品生活衛生課	主幹、副課長又は主任主査
幹 事	県北保健福祉事務所	生活衛生部長
幹 事	衛生研究所	副所長

福島県衛生検査精度管理事業実施要綱

(目的)

第1条 医療における衛生検査の重要性に鑑み、衛生検査所の検査精度の質的向上を図ることにより、県民に適切な医療を供給することを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 福島県衛生検査精度管理事業（以下「この事業」という。）の実施主体は福島県とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、医療機関の協力を得て、精度管理に関する学識経験者を委嘱し、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 精度管理に関する業務
- (2) 精度管理調査検討に関する業務
- (3) 衛生検査所の実態調査及び立入検査に関する業務
- (4) 精度管理等研修会の企画及び実施に関する業務
- (5) その他精度管理の向上に関する業務

(委員会の設置)

第4条 この事業を円滑に実施するため、福島県衛生検査精度管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、別に定める。

(事業の実施方針等)

第5条 この事業の実施方針については、毎年度当初に委員会で協議して決定する。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 福島県衛生検査精度管理事業実施要綱（平成2年2月5日）は、廃止する。

福島県衛生検査精度管理委員会設置要綱

(設 置)

第1条 衛生検査精度管理事業を円滑に実施するため、福島県衛生検査精度管理事業実施要綱第4条に基づき、福島県衛生検査精度管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。
(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 衛生検査所の精度管理実施方策及び実施結果に基づく改善方策を検討すること。
- (2) 衛生検査所の指導監督の進め方を検討すること。
- (3) 立入検査施設の選定、重点指導項目及び改善指示の内容等について協議すること。

(組 織)

第3条 委員会は、8人以内の委員で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱または任命する。

- (1) 医師
- (2) 臨床検査技師又は衛生検査技師
- (3) 学識経験のある者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は追加の委員の任期は、現任者の残任期間とする。

(職 務)

第5条 委員は、次の職務を行う。

- (1) 精度管理に関して、知事に助言を行うこと。
- (2) 衛生検査所の実態分析を行うこと。
- (3) 知事が行う立入検査に同行し、精度管理面の指導助言を行うこと。
- (4) 知事が衛生検査所に対して指示を行う際、助言を行うこと。

(会 長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 会長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第7条 委員会の会議は、必要に応じ、知事が招集する。

2 知事は必要と認めたとき、前項の会議に委員以外の学識経験者を招き、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、福島県保健福祉部薬務課において行う。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 福島県衛生検査精度管理専門委員会設置要綱（平成2年2月5日）
 - (2) 福島県外部精度管理調査運営委員会設置要綱（平成2年2月5日）
- 3 この要綱に基づき、委員については新たに委嘱するものとする。
- 4 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

福島県衛生検査精度管理委員名簿

(令和3年6月1日現在)

氏名	所属団体	勤務先・役職名
星 北斗	一般社団法人福島県医師会	公益財団法人星総合病院 理事長
大橋 一孝	一般社団法人福島県臨床検査技師会	公立大学法人福島県立医科大学附属病院 (涉外担当)
大内 清行	一般社団法人福島県臨床検査技師会	公立藤田総合病院 臨床検査室
吉田 憲治	一般社団法人福島県臨床検査技師会	福島赤十字病院 検査部
菅野 昭人	福島県	福島県衛生研究所 所長
風間 秀元	福島県	福島県保健福祉部薬務課 課長

福島県試験検査精度管理事業実施要綱

(目的)

第1条 試験検査の高度化、複雑化に対応するため、検査方法、試薬、使用器具、材料の保管等試験検査実施上の問題点を検討し、もって試験検査に対する精度の向上を図ることを目的とする。

(事業の実施主体)

第2条 試験検査精度管理事業（以下「この事業」という。）の実施主体は、福島県とする。

(事業の内容)

第3条 この事業は、あらかじめ調整された検体について、試験検査を実施し、検査成績の正確度及び精密度を検討する。

2 この事業の実施区分は、次による。

理化学検査	食品化学検査	細菌検査	臨床検査
-------	--------	------	------

(事業の実施対象及び委託契約)

第4条 この事業の実施対象は、県の試験検査機関及びこの事業に参加を希望する市町村並びに民間検査機関とする。

- 2 この事業の実施区分ごとに必要な経費（以下「負担金」という。）は、福島県知事が別に定めるものとする。
3 この事業への参加を希望する市町村及び民間検査機関は、様式1により、福島県知事あてに参加申込書を提出するものとする。
4 参加機関は、申込み締切後3週間以内に、納入通知書（福島県財務規則第40条様式その1）により負担金を納入するものとする。

(委員会の設置)

第5条 この事業の円滑なる実施を期するため、委員会を設置する。

2 委員会の組織、所掌事務及び委員については、別に定める。

(事業の実施方針等)

第6条 この事業の実施方針等については、毎年当初に委員会で決定する。

- （附 則） この要綱は、昭和57年4月 1日から施行する。
この要綱は、昭和60年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成9年4月 1日から施行する。
この要綱は、平成14年4月16日から施行する。
この要綱は、平成16年6月15日から施行する。
この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。

福島県試験検査精度管理委員会設置要領

(設 置)

第1条 試験検査精度管理事業（以下「この事業」という。）を円滑に実施するため、福島県試験検査精度管理事業実施要綱第5条に基づき、福島県試験検査精度管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、福島県衛生研究所長をもっててて、副委員長は、福島県保健福祉部健康衛生総室業務課長をもってててある。

3 委員は、福島県関係各総室等にあっては別表の職にある者をもっててて、関係市町村、民間検査機関にあっては各々の代表とする。委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。任期の中途において委嘱された委員の任期は、他の委員の残任期間とし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(業 務)

第3条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) この事業の実施方針の決定
- (2) その他、この事業を実施するうえで必要な事項

(運 営)

第4条 委員長は会務を総括する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 委員会に事前調整のため幹事会を置く。

2 幹事長及び幹事は、委員長が指名をする。

3 幹事長は幹事会を召集し、その座長となり、幹事会に関する事務を処理する。

(専門部会)

第6条 委員長は、特別の事項を調査、検討する必要があると認める場合には、委員会の中に専門部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第7条 委員長及び幹事長は、協議上必要と認めるときは、委員会及び幹事会に学識経験者、関係職員等の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は福島県保健福祉部健康衛生総室業務課に置く。

(補 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

(附 則)

この要領は、昭和57年 4月 1日から施行する。

この要領は、昭和61年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成5年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成9年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成11年 5月 17日から施行する。

この要領は、平成13年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成14年 4月 16日から施行する。

この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成26年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要領は、平成27年10月 1日から施行する。

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

別 表	
保健福祉部	健康衛生総室地域医療課長、健康衛生総室食品生活衛生課長 県北保健福祉事務所長
生活環境部	環境共生総室水・大気環境課長、環境創造センター調査・分析部長
商工労働部	計量検定所長

福島県試験検査精度管理委員会名簿

(令和3年4月1日現在)

職	氏名	所属	職名
委員長	菅野 昭人	衛生研究所	所長
副委員長	風間 秀元	健康衛生総室 薬務課	課長
委員	玉川 啓	健康衛生総室 地域医療課	課長
委員	金澤 賢一	健康衛生総室 食品生活衛生課	課長
委員	小池 由浩	環境共生総室 水・大気環境課	課長
委員	荒川 隆男	計量検定所	所長
委員	加藤 清司	県北保健福祉事務所	所長
委員	國井 芳彦	環境創造センター調査・分析部	部長
委員	佐藤 敦	郡山市上下水道局	水質管理室長
委員	田邊 真一	福島県環境測定・放射能計測協会	信頼性確保委員会委員長

福島県試験検査精度管理委員会幹事名簿

職	氏名	所属	職名
幹事長	末永美知子	衛生研究所	副所長
幹事	鈴木 和則	衛生研究所	微生物課長
幹事	伊藤 隆	衛生研究所	理化学課長
幹事	赤城 理恵	衛生研究所	試験検査課長
幹事	國井 芳彦	環境創造センター	環境調査課長
幹事	木幡 裕信	健康衛生総室 薬務課	専門薬剤技師
学識経験者	荒明 弘光	公益財団法人 福島県保健衛生協会	環境衛生課長

自然環境保全法（抜粋）

（昭和47年6月22日 法律第85号）

（一部改正平成3年5月21日法律第79号）

（一部改正平成11年7月16日法律第87号）

（都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第51条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

- 2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和23年法律第125号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。
- 3 第1項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

福島県自然環境保全条例（抜粋）

（昭和47年10月20日 福島県条例第55号）

（一部改正平成4年3月24日福島県条例第36号）

（一部改正平成12年3月24日福島県条例第29号）

（一部改正平成14年3月26日福島県条例第8号）

第6章 福島県自然環境保全審議会

（名称）

第26条の2 自然環境保全法第51条第1項の合議制の機関の名称は、福島県自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）とする。

（組織）

第27条 審議会は、委員27人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることがある。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第29条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

（規則への委任）

第30条 第26条の2から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

福島県自然環境保全条例施行規則（抜粋）

（昭和47年11月17日福島県規則第73号）
（一部改正平成4年3月24日福島県規則第16号）
（一部改正平成12年4月1日福島県規則第114号）
（一部改正平成14年3月26日福島県規則第20号）

第5章 福島県自然環境保全審議会

（組織）

第28条 条例第27条第3項の規定による審議会の委員の任命は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数の範囲内で行うものとする。

- 2 関係行政機関の職員2人
- 3 市町村の長2人
- 4 その他の学識経験を有する者23人

（専門委員）

第29条 専門委員は、審議会及び第32条に規定する部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

（会長の職務の代理）

第30条 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

（会議）

第31条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、審議会の委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催する会議は、知事が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第32条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、会長が招集する。
- 7 部会の会議は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 8 部会の議事は、出席した部会に属する委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 9 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

（幹事）

第33条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（その他）

第34条 この規則に定めるもののほか、審議会に議事その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

福島県温泉保護利用対策要綱

第1 目的

この要綱は、温泉源の衰退、枯渇、温度の低下等を防止し、温泉源の恒久的保護と温泉の適正な利用の推進を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱でいう用語は、次のとおりとする。

- (1) 「温泉」及び「温泉源」とは、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する「温泉」及び同条第2項に規定する「温泉源」をいう。
- (2) 「源泉」とは、温泉がゆう出している出口及びゆう出路をいう。
- (3) 「距離」とは、水平距離をいう。
- (4) 「他目的掘削」とは、温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘削することをいう。

第3 地域の設定

次の区分により、地域を設定する。なお、その地域は別表のとおりとする。

- (1) 温泉保護地域（以下、「保護地域」という。）
- (2) 温泉準保護地域（以下、「準保護地域」という。）
- (3) 一般地域

第4 各地域における規制

それぞれの地域における規制は、次のとおりとする。

(1) 保護地域における規制

- ア 法第3条第1項に基づく温泉掘削については、次の場合を除いて認めないものとする。
- (7) 保護地域内における温泉を集中管理するために掘削を行うとき。
 - (8) 保護地域内における既存源泉が公共事業により埋没されたため、補償泉として掘削を行うとき。
 - (9) 自治体、組合等が、保護地域内における源泉のゆう出量の減少を補うために掘削を行うとき。
 - (10) 保護地域内における既存源泉が天災等により損壊したため、原状に復旧させる目的で掘削を行うとき。

イ 法第11条第1項に基づく温泉の増掘又は動力装置の設置については、前記（ア）～（エ）に該当する場合及び増掘又は動力装置の設置の地点を中心として半径300m以内に存在する既存源泉（未利用源泉を除く）の所有者又は管理者の同意を得たものであって、地域の実情から適當と思われる場合にのみ認めるものとする。

(2) 準保護地域における規制

ア 法第3条第1項に基づく温泉掘削については、次の同意書を添付するものであって、適當と思われる場合に認めるものとする。

(7) 準保護地域内の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）の所有者又は管理者等の同意書（ただし、掘削予定地点を中心として半径 1,000m 以内の距離に、保護地域又は準保護地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）が存在し、その所有者又は管理者等の同意を得ている場合には、1,000m を越えるものの同意は、省略することができる。）

(8) 掘削予定地点を中心として半径 300m 以内の距離に一般地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）がある場合には、その所有者又は管理者等の同意書

イ 法第11条第1項に基づく温泉の増掘又は動力装置の設置については、増掘又は動力装置の設置の地点を中心として半径 300m 以内の距離に存在する既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）の所有者又は管理者等の同意を得たものであって、適當と思われる場合に認めるものとする。

(3) 一般地域における規制

ア 法第3条第1項に基づく温泉掘削については、適當と思われる場合に認めるものとする。ただし、次の場合には、同意書の添付を要する。

(7) 掘削予定地点を中心として半径 1,000m 以内の距離に保護地域又は準保護地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）がある場合には、その所有者又は管理者等の同意書

(8) 掘削予定地点を中心として半径 300m 以内の距離に一般地域の既存源泉（許可済のものを含み、未利用源泉を除く）がある場合には、その所有者又は管理者等の同意書

イ 法第11条第1項に基づく温泉の増掘及び動力装置の設置については、適當と思われる場合に認めるものとする。

第5 工法の制限

温泉の掘削は、原則として垂直掘りとする。

ただし、地熱開発については、自然環境の保全上、止むを得ない場合に限って斜掘を認めるものとする。

また、この場合前第4に規定する規制については、掘削予定地点から斜掘線上すべての地点（掘削後にあっては掘削地点から斜掘線上すべての地点）について適用するものとする。

第6 源泉の管理

源泉については、ゆう出口において泉温、ゆう出（揚湯）量及び水位の測定が容易にできる構造にするものとする。

第7 廃止及び未利用等の源泉に対する措置

- 1 代替掘削を行ったときの旧源泉、整理統合により廃止した源泉及びその他の事由により温泉の採取が不要となった源泉は、埋め戻しさせる等の措置を講ずるものとする。
- 2 掘削等を終了した源泉は、原則として1年以内に適正な利用を行わせるものとし、利用するまでの間、放流を停止又は制限させる等の措置を講ずるものとする。

- 3 長期にわたり未利用の源泉及び今後利用する意思のない源泉は、埋め戻しさせる等の措置を講ずるものとする。

第8 他目的掘削に対する措置

それぞれの地域における他目的掘削の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 保護地域及び準保護地域における措置

他目的掘削においてゆう水があったときは、鉱泉分析を実施させ、その結果、温泉に該当した場合には、工事箇所を原状に復させるものとする。

また、ゆう水がなくとも既存源泉に著しい影響を及ぼした場合も同様とする。

(2) 一般地域における措置

他目的掘削においてその掘削地点から半径300m以内の距離に既存源泉がある場合、又は半径1,000m以内の距離に保護地域若しくは準保護地域の既存源泉がある場合には、前記措置に準じて行うものとする。

第9 温泉集中管理事業の推進

温泉の有効利用を図るため、源湯から配湯までを集中管理することによって温泉の枯渇及び湯量不足を解消するものである。

よって、今後とも温泉集中管理事業の積極的な推進を図るものとする。

第10 健康増進のための温泉利用の推進

1. 温泉の保健的利用

古くから温泉は、国民の保養又は療養のために広く利用されてきており、今後とも温泉の有する保健的效果を積極的に推進するため、施設の整備の充実を図る必要がある。また、温泉の飲用による医学的效果も期待されていることから、飲用利用について推進を図るものとする。

2 正しい温泉利用の普及

温泉の利用効果を高めるために、温泉を利用させる側に当該温泉に対する正しい認識がなければならない。また、温泉を利用する側に対しても温泉の利用について正しい認識を持たせるために啓発活動を通して浸透を図るものとする。

なお、特に温泉を療養の目的で利用する場合には、専門医師の適切な指導の下に利用するものとする。

3 国民保養温泉地等について

本県では岳、新甲子及び土湯・高湯並びに二岐・岩瀬湯本・天栄がそれぞれ国民保養温泉地に指定されているが、この他にも泉質、自然環境等が良好な温泉が多くあるので、これらの温泉の国民保養温泉地の指定について推進を図るものとする。

なお、既に国民保養温泉地に指定されている温泉については、療養効果のある温泉源を保護するとともに、温泉の有する保健的效果を十分活用するために、必要な施設の整備を図り、国民保健温泉地として育成を図るものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 福島県温泉利用保全総合計画（昭和55年3月21日付55薦第398号）は、廃止する。
- 3 福島県温泉保護開発計画（昭和56年3月30日付56薦第439号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

福島県自然環境保全審議会委員名簿

(温泉部会所属)

(令和3年10月1日現在)

氏名	勤務先又は職名
浅沼 宏	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 再生可能エネルギー研究センター
石井 敦子	一般社団法人日本温泉気候物理医学会 温泉療法医会
梅村 順	日本大学工学部 土木工学科
遠藤 淳一	福島県温泉協会
小島原一枝	一般社団法人福島県薬剤師会
長橋 良隆	福島大学共生システム理工学類
益子 保	益子温泉調査事務所
渡邊慎太郎	福島県弁護士会

福島県後発医薬品安心使用促進協議会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 医療関係者等をはじめ県民への後発医薬品にかかる理解の向上と、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう使用促進にかかる環境整備等に関する検討を行うため、福島県後発医薬品安心使用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、後発医薬品に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 使用状況等の現状把握に関すること。
- (2) 理解の向上及び安心使用促進に当たっての諸課題の整理に関すること。
- (3) 理解の向上及び安心使用促進のための方策等に関すること。
- (4) その他理解の向上及び安心使用促進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、13名以内の委員で構成する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 医療関係団体の代表
- (2) 公的病院の代表
- (3) 医薬品卸売業者、医療用医薬品製造業者の代表
- (4) 消費者団体等の代表
- (5) 学識経験者
- (6) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 会長に事故あるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 協議会の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

- 2 会長は必要と認めたとき、前項の会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福島県保健福祉部薬務課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月18日から施行する。

この要綱は、平成23年1月28日から施行する。

福島県後発医薬品安心使用促進協議会 委員名簿

(令和3年7月30日現在)

	氏名	所属	職名
	星 北斗 ほくと	一般社団法人福島県医師会	副会長
	井上 仁 いのうえ ひとし	一般社団法人福島県病院協会	常任理事
	山口 仁 やまぐち じん	一般社団法人福島県薬剤師会	副会長
	大場 康子 おおば やすこ	福島県病院薬剤師会	理事
	黒田 純子 くろだ じゅんこ	公立大学法人福島県立医科大学附属病院	薬剤部長
	長岐 鼻 ながき のばる	福島県医薬品卸組合	東北アルフレッサ(株) 薬事室長
	策條 賢治 さくじょう けんじ	一般社団法人福島県薬事工業協会	理事長
	川模 知己 かわもと ともき	日本ジェネリック製薬協会	副会長
	石川 美知 いしかわ みち	一般財団法人福島県婦人団体連合会	理事
	齋藤 千恵子 さいとう ちえこ	公益財団法人福島県老人クラブ連合会	常務理事事務局長
	細谷 寿江 ほそや ひさえ	福島県消費者団体連絡協議会	会長
◎	富田 哲 とみた てつ	国立大学法人福島大学	教育推進機構 特任教授
	遠藤 隆男 とほり たかお	全国健康保険協会	福島支部長

◎：現協議会長

薬事関係団体名簿

(令和5年2月1日現在)

団体の名称	所在地	代表者	TEL・FAX番号
一般社団法人 福島県薬剤師会	960-8157 福島市蓬莱町2丁目2番2号	会長 長谷川 祐一	024-549-2198 024-549-2209
福島県女性薬剤師会	—	会長 志岐 由利子	—
福島県病院薬剤師会	960-1295 福島市光が丘1番地 公立大学法人福島県立医科大学附属病院	会長 渡辺 剛	024-547-1406 024-547-1404
福島県医薬品登録販売者協会	963-8851 郡山市開成二丁目33-5	会長 渡邊喜四郎	024-931-0012 024-931-0012
一般社団法人 福島県薬事工業協会	965-8520 会津若松市飯寺北3丁目1番1号 会津オリンパス(株)内	理事長 東條 賢治	0242-28-2111 0242-28-2117
福島県医薬品卸組合	963-8676 郡山市喜久田町御1-46-1 東北アルフレッサ(株)内	理事長 常松 清人	024-959-6723 024-959-6546
東北新潟歯科用品商 協同組合 福島県支部	963-8530 郡山市喜久田町御1-121-1 (株)協立医療内	支部長 影山 則夫	024-968-0333 024-959-3003
一般社団法人 福島県医薬品配置協会	963-0117 郡山市安積町荒井二丁目313 レメディア田中103号	会長 佐久間 喜重	024-946-0189 024-946-0192
一般社団法人 日本医薬品 登録販売者協会 福島県支部	960-0241 福島市笹谷字片目清水30-4	支部長 橋浦 希一	024-555-3838 024-555-2768
福島県農薬商業 協同組合	960-8043 福島市中町5-21 消防会館内	理事長 佐藤 久章	024-522-2655 024-522-2777
一般社団法人 福島県臨床検査技師会	960-1295 福島市光が丘1番地 福島県立医科大学附属病院 検査部内	会長 山寺 幸雄	024-548-1750 024-548-1750
福島県献血推進協力会	960-8157 福島市蓬莱町2丁目2番2号 (一社)福島県薬剤師会内	会長 長谷川 祐一	024-549-2198 024-549-2209
一般社団法人日本産業・ 医療ガス協会東北地域本部 医療ガス部門福島県支部	963-0725 郡山市田村町金屋字新家34-1	支部長 渡辺 明宏	024-942-8731 024-953-3411
福島県医療機器販売業協会	963-8052 郡山市八山田4丁目98番地 (株)メディカルネット内	会長 峯 修	024-955-6110 024-955-6101
福島県温泉協会	960-8035 福島市本町4-17(岩瀬ビル2階) 県旅館ホテル生活衛生同業組合内	会長 遠藤 淳一	024-521-1448 024-522-3941
一般社団法人 日本保険薬局協会	963-8025 郡山市桑野三丁目12番2号 (株)コスモファーマ内	都道府県連絡 主担当者 藤田 愛里	024-935-9750 024-933-7779